

若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題  
～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題に  
ついて～

平成29年3月

男 女 共 同 参 画 会 議

女性に対する暴力に関する専門調査会



# 目 次

はじめに	1
I 「JKビジネス」の状況	2
1 「JKビジネス」について	2
(1) 「JKビジネス」とは	2
(2) 営業形態等	2
(3) 「JKビジネス」の危険性	4
2 被害状況等	5
(1) 「JKビジネス」の被害者（従業員）の状況	5
(2) 営業者等の検挙状況	6
(3) 稼働していた女子高校生等の補導状況	7
(4) 相談事例等	7
3 「JKビジネス」の被害者とそれを取り巻く環境の状況	9
(1) 被害者が抱える困難	9
(2) 被害者を取り巻く環境	9
(3) 被害者の傾向	11
II アダルトビデオへの出演強要の状況	14
1 アダルトビデオへの出演強要とは	14
(1) 概要	14
(2) 業界構造	14
(3) アダルトビデオへの出演強要に至る経緯	14
(4) アダルトビデオへの出演強要の危険性	15
2 被害状況等	16
(1) 相談事例等	16
(2) 検挙事例等	17
3 アダルトビデオへの出演強要の被害者の状況	19
III 国民や若年層の意識	21
1 若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査	21
2 男女共同参画社会に関する世論調査	24
3 警視庁懇談会報告書における調査	25

IV	取組状況	27
1	行政機関	27
	(1) 法令に基づく厳正な取締り等の推進	27
	(2) 教育・啓発	29
	(3) 相談体制	30
	(4) 保護・自立支援	31
	(5) インターネット上の違法・有害情報、人権侵害情報の削除等に関する取組	32
2	民間団体	34
	(1) 10代から20代の若年層の女性を中心に支援している民間団体	34
	(2) 被害に遭った女性を支援している民間団体	34
	(3) インターネット上の違法・有害情報の削除を支援している民間団体	35
3	業界団体・関係団体	36
	(1) アダルトビデオに関連する業界団体による取組	36
	(2) アダルトビデオの出演者に関する取組	37
V	今後の課題	38
1	更なる実態把握	38
2	取締り等の強化	38
3	教育・啓発の強化	39
4	相談体制の充実	41
5	保護・自立支援の取組強化	42
	おわりに	44
	【参考】研究者による問題提起	45
1	社会学の立場から（神戸大学大学院 青山薫教授）	45
2	刑事法学の立場から（琉球大学大学院 矢野恵美教授）	49
3	心理学・精神医学の立場から（武蔵野大学 小西聖子教授）	55

## はじめに

女性に対する暴力は、重大な人権侵害である。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。

政府では、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）に基づき、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向け、その予防と根絶のための基盤づくりを強化するとともに、暴力の形態や被害者の属性等に応じた幅広い取組を総合的に推進しているところである。

10代から20代の若年層を狙った性的な暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害である。これまでも、児童買春対策や児童ポルノ対策を始め、様々な対策が講じられてきた。しかしながら、近年、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる児童の性に着目した新たな形態の営業により、性的な暴力被害に遭う問題が発生しているほか、女性に対して本人の意に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要するなどの問題も明らかになっており、若年層を狙った性的な暴力の問題は依然として深刻な状況にある。

こうした状況も踏まえ、平成28年5月13日に第49回男女共同参画会議において決定された「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」及び平成28年5月20日にすべての女性が輝く社会づくり本部において決定された「女性活躍加速のための重点方針2016」において、女性に対するあらゆる暴力の根絶を図るための取組の一つとして、児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図ることとされたところである。

この男女共同参画会議決定及びすべての女性が輝く社会づくり本部決定を受け、当専門調査会では、平成28年6月から同年12月にかけて4回にわたり、民間団体、研究者、関係省庁からそれぞれの取組や課題等についてヒアリングを実施したほか、事務局の内閣府男女共同参画局において「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」等を実施した。これらに基づいて、このたび、本報告書において、その現状と課題について整理を行った。

若年層に対する性的な暴力は潜在化しやすく、その実態把握は決して容易ではないが、本報告書によりこの問題への理解が深まるとともに、ここに掲げた各課題について対策が検討・実施されることを期待する。

## I 「JKビジネス」の状況

### 1 「JKビジネス」について

警察庁、愛知県及び民間団体（一般社団法人 Colabo（以下「Colabo」という。）及び特定非営利活動法人 BOND プロジェクト（以下「bond Project」という。））からのヒアリング内容を踏まえると、以下のような状況がみられる。

#### (1) 「JKビジネス」とは

18 歳未満の児童の育成を阻害し、性的に搾取する営業は、これまでも、「ブルセラ」、「援助交際」など、その時々々の社会経済情勢や社会環境の変化を反映して、様々なものが出現してきている。また、携帯電話やスマートフォンの普及とともに、インターネットや SNS を通じて、若年層に対する暴力は多様化している状況がみられる。

このようななかで、近年では、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業が出現し、特に、平成 23 年頃から目立つようになった。

「JKビジネス」とは、児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプショ

ン」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものが存在しており、繁華街を抱える大都市を中心に、多様な形態で現われている。こうした営業においては、働いている児童が児童買春や強制わいせつ、児童ポルノの製造などの被害に遭うなどしており、児童の保護と健全育成の観点から大変憂慮すべきものであると考えられ、その実態を把握し、対策を検討する必要がある。

#### (2) 営業形態等

##### ① 営業形態

「JKビジネス」の営業形態については、次のように、「リフレ」、「散歩」、「リフレ」と「散歩」の複合型、「カフェ（喫茶）」、「見学」、「撮影」、「コミュ」、「作業所」といった類型がみられる。また、必ずしもこの類型に限定されるものではなく、警察の取締りや顧客の需要の変化などに応じて、新たな類型が現れるものと考えられる。

営業の形態としては、店舗を設けて営業する店舗型と店舗を設けずに客の依頼を受けて女子の従業員を派遣してサービスを提供する無店舗型が確認されている。これらの営業は、児童の性を売り物にしている点で共通しているが、その形態や特徴、危険性などについては、それぞれ異なることから、画一的な対応が難しい

状況にある。

#### **ア リフレ**

リフレとは「リフレクソロジー」の略語である。いわゆる足裏マッサージ等のマッサージを意味するが、「JKビジネス」においては、女子従業員に制服やパジャマなどを着用させて、個室において、客の身体のマッサージや添い寝をするサービスを提供する営業形態

#### **イ 散歩**

女子従業員が散歩と呼ばれる屋外デートのサービスを提供する営業形態

#### **ウ リフレと散歩の複合型**

リフレに加え、そのオプションに散歩という店外でのデートが含まれる営業形態

#### **エ カフェ（喫茶）**

カウンターやテーブル等を設置した店内で飲食物を提供し、女子従業員が接客する営業形態

#### **オ 見学**

制服姿の女子従業員や客の注文に応じてポーズをとった従業員を客にマジックミラー越しにのぞき見させる営業形態

#### **カ 撮影**

個室や屋外で、制服姿や水着姿等の女子従業員を撮影させる営業形態

#### **キ コミュ**

コミュニケーションルームを略した用語であり、女子従業員が客と会話等を行うサービスを提供する営業形態

#### **ク 作業所**

作業をする場所ということで「作業所」と言われているが、例えば、マジックミラー越しにスカートの中が見えるように座った女子従業員が折り鶴を作るなど様々な作業をしている様子を、客に見せる営業形態

### **② 店舗数**

「JKビジネス」の営業実態を確実に把握することは、困難であるといわれている。

理由としては、そもそも「JKビジネス」の営業形態が様々あり、明確に定義付けすることが非常に難しく、また、「JKビジネス」を一つの業として直接規制するような法令も存在していないからである。したがって、例えば、風俗営業等

の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定されている許可や届出の制度を利用して、営業実態を把握することはできない。また、営業所の新設や廃業の消長が激しいという状況もみられる。さらに、店舗型の営業はその店舗を目視して把握することも可能であるが、無店舗型の営業の場合には、例えば、インターネット上に広告を出しているケースも見られ、このような広告を通じて実態を把握することは困難である。

現時点において、全国の「JKビジネス」の店舗数などについて、網羅的かつ正確な数字は把握されていない。しかしながら、現場の警察官が目視によって確認した範囲では、「JKビジネス」は、東京、神奈川、愛知及び大阪の 4 都府県に多く存在している。

このうち東京都は特に店舗数が多いと言われており、警視庁が設置した「いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会」（以下「警視庁懇談会」という。）の「いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書」（平成 28 年 5 月。以下「警視庁懇談会報告書」という。）によると、平成 27 年 6 月末時点で 132 店舗が確認され、平成 28 年 1 月末時点では 174 店舗に増加していることが確認されている。営業形態ごとの内訳では、平成 28 年 1 月末時点では、それ以前に確認されていた「見学」や「作業所」が確認されなかったが、「リフレと散歩の複合型」と「カフェ（喫茶）」は増加していた。無店舗型については把握されていない。

愛知県では、愛知県青少年保護育成条例（昭和 36 年愛知県条例第 13 号）で定義する有害役務営業に該当する店舗について、平成 27 年 7 月末時点で店舗型 56 店舗、無店舗型 1 事務所が確認され、平成 28 年 7 月末時点で、店舗型 31 店舗、無店舗型 1 事務所が確認されている。同県は、いわゆる「JKビジネス」の営業形態を網羅できるよう前記条例に有害役務営業を新設し、全国で初めて包括的に規制した「JKビジネス」を対象とした規制を行った（平成 27 年 7 月 1 日施行）（後述（IV 1（1）②ア参照））。

### （3）「JKビジネス」の危険性

- ① 児童が、「JKビジネス」の危険性を十分認識しないまま接近する危険性がある。
  - ・ 友達の勧誘をきっかけに始める。
  - ・ 「JKビジネス」の「JK」という言葉が、児童には馴染みやすく感じられ、楽をして安全に、お金が稼げそうと感じる。
  - ・ 「JKビジネス」の営業者側が、児童が安全だと感じるように、例えば、ウ



ウェブサイトに「盗撮被害を出さないようにセキュリティが完備されています」、「法律を守って3年以上営業しています」などと記載しているところもみられる。

- ・ 応募する際は、履歴書が不要で、ラインや無料アプリを使って簡単にできるため、気軽に応募する。

② 重大な被害につながる危険性がある。

- ・ 昼の時間帯にお茶やランチを出すなどのJKカフェでアルバイトを始めても、店には夜間の営業もあり、そこから更に風俗営業等につながる場合がある。

③ 性に関する健全な判断力の低下や金銭感覚の欠如を招くなどの危険性がある。

- ・ 直接触られるなどの行為をせずにお金を得ることができるため、自分が性的に搾取されていることや被害を受けていると認識できていない場合があり、性に関する健全な判断力が低下したり、金銭感覚の欠如を招くなどの危険性がある。

④ 営業者に個人情報把握されることにより個人情報流出等の危険性がある。

- ・ 学生証などの身分証明書の確認や写しをとられることにより、個人情報が把握され、個人情報が流出する危険性があるとともに、辞めようとした際に親や学校に言うなどと言われ、トラブルの原因となる危険性がある。

## 2 被害状況等

警察庁及び民間団体（Colabo 及び bond Project）からのヒアリング内容を踏まえると、「JKビジネス」における被害状況等は、次のとおりである。

### （1）「JKビジネス」の被害者（従業員）の状況

#### ① 被害状況

「JKビジネス」では、「裏オプション」等と称し、実際には性的サービス（性交や性交類似行為等）が行われている場合があるため、従業員が客から被害を受ける事例があるほか、「JKビジネス」の営業者から被害を受ける事例もみられる。

警視庁懇談会報告書によると、東京都内における客からの被害事例として、次のようなものが報告されている。

#### ア 強制わいせつ（刑法（明治40年法律第45号））

- ・ 男性客が、無店舗型JK散歩店で稼働する女子従業員（18歳、無職）と、散歩中にカラオケボックスに入店し、個室内で無理やりキスや口淫をさせたもの。

イ 児童買春（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）違反）

- ・ 男性客が、JKリフレ店個室において、同店で稼働する女子従業員（16 歳、高校生）に援助交際を持ち掛け、後日、ホテルにおいて現金 5 万円を供与し、性交等したものの。
- ・ 男性客が、JKリフレ・散歩店で稼働する女子従業員（16 歳、高校生）とメールで直接やり取りするようになり、ホテルにおいて現金 5 万円等を供与し、性交等したものの。

ウ 反倫理的性交等（東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 181 号）違反）

- ・ 男性客が、JK散歩店で稼働する女子従業員（17 歳、高校生）と、散歩中に、カラオケボックスに入店し、同女の下着を買った後、同女に手淫させたものの。
- ・ 男性客が、「JKビジネス」で稼働する女子従業員（16 歳、無職）と、同店内で連絡先を交換し、後日、自宅に誘い込み性交したものの。

エ つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）違反）

- ・ 男性客が、JKリフレ店で稼働する女子従業員（18 歳、高校生）に好意を抱き、待ち伏せする等をしたものの。

また、東京都のほか、愛知県や神奈川県などでも「JKビジネス」で働いていた女子従業員が被害に遭った事件が検挙されている。

その一方で、「JKビジネス」で働く女子従業員の中には、被害に遭ったことを言い出せない者や被害を受けているとの認識に欠ける者もあり、被害状況の把握が困難な一面もある。

## （2）営業者等の検挙状況

警視庁懇談会報告書によると、警視庁では、悪質な営業者に対し、各種法令を適用し、平成 24 年 1 月以降平成 27 年末までの間に、31 店舗 54 名を検挙している。

「JKビジネス」店舗の検挙事例については、

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）違反（危険有害業務の就業制限）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（無許可風俗営業、年少者に関する禁止行為）
- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）違反（児童に淫行をさせる行為）

など、各種の法令を適用して取締りが行われている。中でも、労働基準法の危険有害業務への就業制限を適用している事例が多い。

労働基準法第 62 条第 2 項では「18 歳未満の者を福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない」旨が規定されており、「JKビジネス」の営業が児童の福祉に有害な業務であるということを立証した上で、同法違反で検挙するという形の事件捜査が行われている。

また、労働基準法違反だけではなく、経営者側から被害児童へ強い支配性があるなどの必要な要件が満たされている場合には、より罰則の重い児童福祉法違反の児童に淫行させる行為や児童の有害支配行為といった条項を適用するなど、可能な限り重い罰則が適用されるような形で捜査が行われている状況がみられる。

### (3) 稼働していた女子高校生等の補導状況

「JKビジネス」で働くことは、心身に有害な影響を与える行為であり、自己又は他人の徳性を害する行為であるとの観点から、警察では、営業者の摘発と併せて、「JKビジネス」で働く少年の補導を行っており、補導の機会を通じて、注意、助言、指導、支援等を行っている。

警視庁懇談会報告書によると、警視庁では、平成 25 年 4 月以降、「JKビジネス」で働く行為、営業所等に入出入りする行為等を補導対象行為として指定し、補導を行っている。また、平成 27 年 1 月以降は、18 歳未満の少年に加え、18 歳以上 20 歳未満の高校生等（中等教育学校、専修学校、各種学校等に在籍する者を含む。）も補導対象に加えている。都内において、平成 25 年 4 月以降、平成 27 年末までの間に、合計 73 名の女子高校生等を補導しているとのことである。

また、愛知県警察では、平成 26 年 12 月 1 日から、「JKビジネス」などの「少年の健全育成上その心身に有害な影響を与える行為を行うおそれのある業務に就労し、若しくは就労しようとし、同行為を行わせる営業所等に入出入りし、又は街頭等で他者に同行為を行うよう、若しくは同行為の相手方となるように勧誘する行為」を補導対象行為として指定し、これらの行為を行った 18 歳未満の少年及び 18 歳以上 20 歳未満の高校生を補導対象としている。

### (4) 相談事例等

#### ① 警察への相談事例（警視庁）

警視庁懇談会報告書によると、警視庁に対し、「JKビジネス」で働くことに起因するトラブルとして、以下のような、嫌がらせ、被害、トラブルなどの相談が寄せられている。

- ・ サービス中、客に体を触られた。
- ・ 店で知り合った客につきまとわれている。
- ・ 店を辞めたいのに店長が辞めさせてくれない。
- ・ 客にインターネット上に自分のことを書き込まれた。

## ② 民間団体への相談事例等

中学生、高校生を中心に若年層の女性に対する声かけや相談、保護などの支援を行っている民間団体（Colabo）には、「JKビジネス」に関する相談が寄せられている。その相談者数は、平成25年3月から同28年6月30日までの約3年4か月間に106人であり、年度別にみると、平成25年度21人、26年度58人、27年度17人、28年度（4月～6月の3か月間）10人であった。平成26年度の相談者数が多い理由は、当該民間団体の代表者が「JKビジネス」について著作等を通じて多く発信したことによると考えられるとのことであった。

また、相談事例としては、

- ・ 「JKビジネス」を通して性被害に遭った、
  - ・ 店から性行為を強要されている、
  - ・ やめたら学校に連絡すると脅されている、
  - ・ 危険に気づいたので辞めたいけれども、保険証の写しを取られてしまっているため親に連絡されないか不安だ、
  - ・ 自分の店が摘発されたけれども、これからどうなるのか不安だ、
  - ・ 店の客に、何度も待ちぶせされ、店を出たらついてこられて怖い思いをした、
- などがあった。

さらに、

- ・ 表向きは性的なサービスはないということになっているため、店内では性行為を行わないが、店で知り合った客からの交渉に応じたり、だまされたり、強制されたり、脅されたりして性被害に遭った、
- ・ 店側は、少女たちが勝手に性的なサービスをするから困る等と説明し、性被害に関与していない立場をとっているが、実際は、性的なサービスを行うことを店が黙認していたり、店から斡旋されたりして、性被害に遭った、
- ・ 働いていたカフェの店長から「もっと稼げる仕事がある」と系列のリフレ店を紹介され、詳しい仕事の内容を知らないまま、そのリフレ店に行ったところ、もともと働いていたカフェの店長が1人目の客となって、性行為の被害に遭った（なお、同店で同様の被害を受けたことについて、複数の少女から相談を受

けていた。)、

- ・ 観光案内のアルバイトの求人を見て面接に行ったところ、男性とデートをする仕事だと言われ、学生証の写しを取られたため断れずに働いたら、カラオケや漫画喫茶で性行為を強要された、  
などがあった。

### **3 「JKビジネス」の被害者とそれを取り巻く環境の状況**

民間団体（Colabo 及び bond Project）及び研究者からのヒアリング内容を踏まえ、「JKビジネス」の被害者が抱える困難とそれを取り巻く環境を整理すると、次のような状況がみられる。

#### **(1) 被害者が抱える困難**

「JKビジネス」の被害者は、次のような困難を抱える状況がみられる。中には、複合的に重なり合っている場合もある。

##### **① 家庭に「居場所」がない。**

両親の不和や離婚、親からの虐待や貧困の影響により、親子関係・家族関係が崩壊し、家庭の養育力も欠如しているため、家庭内に信頼できる人や安心して関係を持つことができる人がいない。

##### **② 学校に「居場所」がない。**

いじめ、不登校等の影響により、友人との関係、教師・学校との関係がうまく築けず、孤立する。

##### **③ 経済的困難を抱えている。**

両親の離婚、親が働いていないなど様々な原因により、経済的困難を抱え、生活費や学費を稼ぐために、「JKビジネス」に足を踏み入れる場合がある。

例えば、友達との交際費や中学校の給食費、修学旅行の積立金に充てるために、「JKビジネス」で働いている事例もみられた。

##### **④ 発達障害や心身の障害などの障害がある人が少ない。**

被害者本人が、知的障害、発達障害、精神障害等がある場合がみられる。

これらの障害が、家や学校に「居場所」がない原因となる場合もある。また、障害があることを狙われて性的に搾取される事例もみられる。

#### **(2) 被害者を取り巻く環境**

「JKビジネス」の営業者の中には、次のように、「居場所」がない少女たちを巧みに勧誘している実態がみられる。また、営業者側は、特に困難な事情を抱えてい

ない少女にまでアプローチを広げていることがうかがえる。

#### ① 「居場所」がなく街を徘徊している少女に対するスカウトによるアプローチ

「JKビジネス」の営業者は、多くのスカウトを使って、連日、繁華街を中心に「居場所」がなさそうな少女に声かけをしている。なお、営業者は、少女と同様の困難を抱えた経験のある者をスカウトに採用し、困難を抱える少女が足を向ける場所に行って、少女に声かけをしている事例もみられるとのことである。

#### ② 「居場所」がなく SNS やインターネットの求人サイト等へアクセスする少女へのアプローチ

「JKビジネス」の営業者は、ツイッター等、少女たちになじみのある SNS 等を介して求人情報を流すなど、家に「居場所」がない少女たちを言葉巧みに勧誘している。

例えば、営業者は、少女のツイッターのアカウントをフォローして、少女から反応が返って来たら、個人間でやり取りができるダイレクトメッセージに誘い込み、「写真を見てかわいいと思ったので連絡した」、「よかったら面接だけでも友達と一緒に来ないか」などと呼びかけをする事例がみられる。

また、求人情報サイトに、例えば「高校1年生、15歳から19歳まで10代の今しかできない高額現金日払いバイト、通信制高校の子も定時制の子も高校に行っていない子も大歓迎」などと記載し、すぐに現金が欲しい少女や、学校に行っていない少女の目に留まりやすいようにしている事例もみられる。

このように、営業者は、「JKビジネス」への敷居を下げて、間口を広げているため、少女には、気軽に、安心して高収入が得られる仕事として広がっている状況もみられるとのことである。

#### ③ 「居場所」を提供することにより少女を取り込むアプローチ

「居場所」がない少女に対し「女子高生無料休憩コーナー新設しました」、「携帯の充電ができます」、「お茶、お菓子があります」、「うちにおいで」などと呼びかけ、無料で食事や宿泊場所を提供して、少女を取り込むような事例もみられた。

#### ④ 友人を利用したアプローチ

「JKビジネス」で働くきっかけとして、警視庁懇談会報告書では「友人の誘い」があげられており、民間団体 (Colabo) においても、実際に、友人と一緒に面接に行ったり、先に働いている友人の紹介で店で働くようになった少女が多くみられるとのことであった。

営業者側は、店で働いている少女のツイッターやブログ、ラインに求人を載せ

るよう頼んだり、「友人を誘ってよ」と頼むなど、友人を利用することにより、大人の目につきにくいところで、「JKビジネス」へのアプローチを広げている状況もうかがえた。

### (3) 被害者の傾向

「JKビジネス」の被害者には、次のような傾向がみられる。

#### ① 危険性についての認識が低い。

被害者本人は、次のような理由から、自分が性的に搾取されていることや被害を受けていることなどを認識できない場合がある。

ア 被害を受ける危険性があることについての教育・啓発が十分でない場合がある。「JKビジネス」で働くことによる被害などが中高生に起きていても、学校ではこのような被害のことを教わらない。

教育・啓発が十分でない原因としては、家庭、学校で性教育を行うことの難しさ等が考えられる。

中には、例えば、親も暴力の被害等を受けていた経験から、養育できない、教えられないという事情があるなど、暴力の連鎖が起きている場合もみられる。

イ 被害を受けていることに気付かない。

自分がしていることがどういうことかもわからない、そのリスクも知らない児童がいる。

#### ② 自分の大切さを認識していない。

自分の大切さを認識していないため、例えば、客の相手をする事で自分が必要とされていると実感する、友人に誘われると断れない、被害に遭ったことにより自傷行為や自殺未遂等に走る、などの児童がいる。

#### ③ 公的支援等に結び付きにくい。

「JKビジネス」の被害者は、次のような理由から、公的支援等に結びつきにくく、そのことにより、更に危険性が高まる。

ア 自分から被害のことを話すことが難しい。

例えば、被害者が相談をする場合、最初は、「寂しい」、「つらい」、「怖い」などと一言だけで話すなど、被害の内容について最初から具体的に話すことが難しい。相談員と何度もやりとりを重ねることにより、その背景に家族の問題や虐待、妊娠、出産、中絶や性暴力など、深刻な問題について話し始める。

イ 公的支援等の情報が届いていない。

学校に通っていないなど、社会との接点が少ないため、公的機関が行う相談、

保護及び自立支援に関する情報（Ⅳ 1（3）及び（4）参照）が届きにくい。

ウ 大人に対する強い不信感がある。

被害者は、次のような理由から、大人に対する不信感をつのらせ、自ら支援機関に行くことを躊躇する。

例えば、

- ・ 公的な相談機関に親からの暴力について相談したところ、相談員が、親に相談内容を伝えてしまった。
- ・ スクールカウンセラーに相談したところ、担任にその内容が知られていた。
- ・ 保護施設の中で職員に怒鳴られたり、体罰を受けたりした。
- ・ 児童養護施設、精神障害者のグループホームで性虐待を受けた。

エ 公的機関の対応と被害者のニーズにミスマッチがある。

相談体制や、相談員の対応の問題などから、公的機関の支援が被害者のニーズに対応が追いついていない現状もあると民間団体(Colabo及びbond Project)から指摘がなされた。

例えば、

- ・ 児童相談所に、金曜日の放課後に保護を求めて電話をしたら、「今日はもう閉まってしまうから月曜日に電話してね」と言われた、
- ・ 一時保護所に保護されている期間（長い場合は約2カ月）、学校に通えなくなってしまう場合もある。部活をしていたり、学校の行事で役割を任されているなどの児童が、保護を拒むことがある、
- ・ 児童相談所に、売春をやめたいとの相談をしたが、適切な教示が得られなかった（性依存症の自助グループが紹介されてしまった。）、

などの事例があったとのことである。

オ 公的機関の保護施設に馴染みにくい。

保護施設には、児童が安全に生活する上で必要な一定の規則があるため、次の理由等から、保護を拒んだり、自ら保護施設を出て再び「JKビジネス」へ戻っていく場合もみられるとのことである。

- ・ スマホ（スマートフォン）が使えないこと。
- ・ 友人や支援者と連絡が取れなくなること。
- ・ 知らない人との相部屋になること。

なお、スマホが使えないことが受け入れられないという理由は、単にスマホが使えなくなることが受け入れられないのではなく、スマホを触っていないと



精神的に不安定になるという事情がある場合があるとのことである。

- ④ 声をかけられ、居場所（衣食住）と関係性（悩みを聞く等）を提供されることにより、依存性が高まり、抜け出せなくなる。

「JKビジネス」の営業者は、「居場所」がない困難を抱える児童に対し、例えば、「行くところが無いなら、うちにおいで」などと甘い言葉をかけて、宿泊場所や食事を提供したり、必要な人間であるということを認識させるような言葉をかけることなどにより、精神的にも依存させ、徐々に抜け出せなくなる状況を作る。

## Ⅱ アダルトビデオへの出演強要の状況

### 1 アダルトビデオへの出演強要とは

#### (1) 概要

平成 28 年 3 月、若年層の女性が、アダルトビデオに出演するという認識がないままプロダクションと契約を締結し、その後、アダルトビデオに出演することがわかり、断ろうとしても、「契約だから仕事を拒否できない」、「仕事を断れば 100 万円の違約金が発生する」、「親にばらす」などと脅されて、本人の意に反してアダルトビデオに出演を強要されるケースがあるとする報告書を、国際人権 NGO である認定特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ<sup>1</sup>（Human Rights Now。以下「HRN」という。）が発表した。

スカウトされたときやプロダクションに所属するときに、いわゆるアダルトビデオへの出演について知らされていないのに拒否できないなど、本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する行為があれば、それは明らかな人権侵害であり、その実態を把握し、対策を検討する必要がある。

#### (2) 業界構造

特定非営利活動法人知的財産振興協会（以下「IPPA」という。）によると、アダルトビデオ業界には、アダルトビデオに出演する者が所属するプロダクションとアダルトビデオの制作等を行うメーカーがある。このうち、プロダクションとは、スカウトから紹介されたり、応募してきた女性とモデル契約等を結び、メーカーとの間でアダルトビデオへの出演を調整・契約する会社である。また、メーカーとは、アダルトビデオを制作（外注して制作する場合もある。）し、販売する会社である。

アダルトビデオの制作に当たっては、基本的に、プロダクションとメーカーとの間で出演契約を、さらに、メーカーと女優の間で、出演の承諾を取った後、撮影が行われ、販売される仕組みとなっている。

なお、IPPA では、加盟しているメーカーに対して、制作に当たっては法令を順守することや、全ての制作作品について指定の倫理審査団体の審査を受審すること等を義務付けるなどといった、自主的な取組を行っている。

#### (3) アダルトビデオへの出演強要に至る経緯

性的な暴力や人身取引の被害に遭った女性を支援している民間団体である「ポルノ被害と性暴力を考える会」（People Against Pornography and Sexual Violence。

---

<sup>1</sup> 認定特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウは、人権に関する状況の調査・公表、関係諸機関への働きかけ、国際人権基準の普及・発展のための調査研究活動等を通して、人権の促進保護に資することを目的とする法人である。

以下「PAPS」という。)及び特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターライighthouse(以下「Lighthouse」という。)並びにHRNによると、アダルトビデオへの出演強要に至る経緯として、次のようなものがある。

- スカウトから声を掛けられ、勧誘を受ける際やプロダクションに所属する契約を結ぶ際に、「モデル」や「タレント」などと言われ、アダルトビデオへの出演の仕事があると説明を受けていない。
- 契約についても、例えば、契約書をよく読む時間が与えられない、親族等に相談する機会も与えられない、契約書の控えも手渡されない。
- アダルトビデオへの出演や撮影を断ろうとしても、複数の男性に囲まれて長時間説得される、高額の違約金を請求される、実家や学校に話すと言われるなどし、断り切れず、無理やり契約や出演をさせられる。
- 1度出演すると、プロダクションが、特に相談もなく、次々にアダルトビデオの出演を決め、断ろうとしても、上記と同様、高額の違約金を請求される。
- 撮影された映像が、本人の意に反して、繰り返し使用・流通され、インターネット等にも掲載され続ける。

#### (4) アダルトビデオへの出演強要の危険性

民間団体(PAPS、Lighthouse及びHRN)によると、アダルトビデオへの出演強要の危険性としては、例えば、

- 衆人環視のもとで性行為を強要される、
- 性感染症に感染する、妊娠する、負傷する、などの身体的な被害を受ける、
- 精神的な被害を受ける、
- 1度出演すると、抜け出すことが困難となる、
- 撮影された映像が繰り返し使用・流通され、インターネット等にも掲載されることによる二次被害に悩み、苦しみ続ける、
- 家族、友人、学校、職場などにアダルトビデオへの出演が知られないかとおびえ続ける、
- アダルトビデオへの出演が知られることにより、家族や友人との人間関係が壊れる、職場にいつらくなり職を失う、  
などが挙げられる。

なお、実際に、アダルトビデオの撮影の結果、膣炎、性器ヘルペス、カンジダなどの性感染症やウイルス性腸炎に感染したり、うつ病、男性恐怖症、閉所恐怖症や円形脱毛症を発症したと考えられる被害者や、出演した過去から逃れるために整形

手術を繰り返している被害者、出演したアダルトビデオが販売され続けていることで精神的に追い詰められ、自殺したと考えられる被害者もいたとのことであった。

## **2 被害状況等**

### **(1) 相談事例等**

警察庁、民間団体（PAPS、Lighthouse 及び HRN）及び独立行政法人国民生活センターからのヒアリング内容を踏まえると、アダルトビデオへの出演強要に関する被害状況等は、次のとおりである。

#### **① 警察への相談事例等**

警察庁は、アダルトビデオへの出演強要に係る警察への相談の実態を把握するため、全国の警察を対象に、アダルトビデオに強制的に出演させられた又は契約を結んで強制出演させられそうになったという相談について調査を実施し、その結果は次のとおりであった。

- ・ 平成 26 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 3 年の間の相談件数は、25 件であった。
- ・ 相談件数の約 8 割が、関東方面の警察に寄せられた相談であった。
- ・ 相談者の年齢層別では、10 代 4 件、20 代 13 件、30 代 4 件、不明 4 件で、相談者の性別は、女性が 24 件、男性が 1 件であった。

相談事例としては、

- ・ プロダクションと 1 年契約を結び、アダルトビデオに 1 本だけ出演したが、契約解除を申し入れたところ、プロダクションから、「3 本撮る契約なので違約金が発生する」と言われた、

など、アダルトビデオへの出演の契約を結んだ後に出演を拒否したところ、契約書を理由に違約金を請求されたというものが目立った。このほかに、

- ・ 撮影されたアダルトビデオの DVD やインターネット上での販売を止めてほしい、
- ・ 契約に際してスカウトに声をかけられ、モデルの勧誘だと思って行ったら、アダルトビデオの勧誘だった、

といった相談もあった。

#### **② 民間団体への相談事例等**

アダルトビデオへの出演強要の被害に遭った女性たちの支援等を行っている 2 つの民間団体（PAPS 及び Lighthouse）における相談件数は、平成 24 年及び平成

25 年は各 1 件、平成 26 年は 36 件、平成 27 年は 62 件、平成 28 年は 100 件とのことであった。

相談は、全国から寄せられており、相談者は、本人のほか、家族、交際相手、知人などからも寄せられているという。

相談の主な内容は、多い順に次の 3 つであり、これらの内容が重複している場合がほとんどである。

- ・ 自分が出演したアダルトビデオの回収、インターネット上の画像の削除、販売停止をしてほしい。
- ・ 騙されてアダルトビデオに出演してしまった。
- ・ アダルトビデオの違約金を請求されて困っている。

なお、ほとんど全ての相談者は、自業自得だと自らを責め、悩んだ末に民間団体に相談をしている。初回の相談は夜間に来ることも多く、以後の支援につなげていくためには速やかに返事をするのが重要とのことであった。

### ③ 独立行政法人国民生活センター

独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）と全国の消費生活センター等では、消費生活に関する相談業務を行っている。タレント・モデル契約のトラブルに関して、次のような事例が把握されている。

- ・ 「絵画モデル、手や足の撮影モデルで高収入が得られる」との募集を見つけ、応募したところ、運転免許証のコピーを取られた上、面接では、アダルトビデオやアダルトサイトへの出演を勧められた。何とか断ったが、それ以降、執拗にメールが届いており、どうしたら良いか。

## (2) 検挙事例等

- ① 警察庁によると、最近のアダルトビデオの出演強要に関連した検挙事例として次の事例が挙げられる。

ア 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）違反（有害業務派遣等）

平成 28 年 6 月、警視庁が、芸能プロダクションに所属していた女性をアダルトビデオ制作会社に派遣したとして、このプロダクションの元社長ら 3 名を、労働者派遣法の有害業務派遣等で検挙した。

この事例では、芸能プロダクションの元社長ら 3 名が、アダルトビデオ制作会社がアダルトビデオを制作するに際し、その企画及び内容が、出演女優が男

優を相手に性交等させることを知りながら、同社が雇用する女優を制作会社に派遣したもので、撮影現場において、同制作会社の依頼を受けた監督の指揮命令下に女優を稼働させ、もって公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をしたというものである。また、被害女性は、雇用関係を結ぶに当たり、アダルトビデオ出演を告知されず、モデルとして採用されていたが、その後、アダルトビデオの仕事と知って出演を拒否したところ、「違約金を払え」などと言われて、仕方なく出演し続けていたということであった。

#### イ 労働者派遣法違反（有害業務派遣等）

平成 28 年 10 月、警視庁が、上記アの事案のアダルトビデオ撮影現場に、所属女優 6 人を派遣していた、都内の別の 6 社の芸能プロダクションの社長ら計 12 名を、労働者派遣法の有害業務派遣等で検挙した。

② 民間団体（PAPS、Lighthouse 及び HRN）によると、民事事件では、プロダクション（原告）がアダルトビデオへの出演を断った女性（被告）に対し約 2,400 万円の違約金を請求した訴訟について、平成 27 年 9 月 9 日、東京地方裁判所は原告（プロダクション）の請求を棄却した。判決では、

- ・ 実情に照らすと、被告（女性）と原告（プロダクション）が締結した契約は、被告が原告に対してマネジメントを依頼するというような被告中心の契約ではなく、原告が所属タレントないし所属女優として被告を抱え、原告の指示のもとに原告が決めたアダルトビデオ等に出演させることを内容とする「雇用類似契約」であったこと、
- ・ 被告の契約解除は、期間の定めのある雇用類似の契約の解除と見ることができるから、契約上の規定にかかわらず民法（明治 29 年法律第 89 号）第 628 条が定める「やむを得ない事由」があれば被告は契約を即時解除することができること、
- ・ アダルトビデオへの出演は、原告が指定する男性と性行為等をする内容を内容とするものであるから、出演者である被告の意に反してこれに従事させることが許されない性質のものであるが、原告は、被告の意に反するにもかかわらず、被告のアダルトビデオへの出演を決定し、契約に基づき莫大な違約金がかかることを告げて、アダルトビデオの撮影に従事させようとしたので、このような原告との間の契約を解除する「やむを得ない事由」があったこと、
- ・ よって、被告の民法第 628 条に基づく解除により、出演義務は消滅したと認められ、被告が出演しなかったことは債務不履行に当たらず損害賠償義務を負

わない、  
などとの理由で、原告（プロダクション）の請求を棄却したものである。

### **3 アダルトビデオへの出演強要の被害者の状況**

民間団体（HRN、PAPS 及び Lighthouse）からのヒアリング内容を踏まえると、アダルトビデオへの出演強要の被害者の主な状況は次のとおりである。

#### **① 若年層の女性が多い。**

被害者の年齢は、18 歳から 20 歳代前半までの若年層の女性に集中しており、特に、20 歳を超えたばかりの女性の被害が多いとのことである。

20 歳を超えると、未成年であることを理由に契約を取り消すことができなくなるため、中には、20 歳になるまでは、いわゆる「着エロ」等と言われるイメージビデオへの出演を強要され、20 歳になるとアダルトビデオへの出演を強要されるケースもみられる。

また、若年であるがゆえに社会経験が少なく、危険性に対する判断力や対応力が未熟であったり、法律に関する知識が不足していることなどに付け込まれることにより、以下のような状況に陥りやすくなるとのことである。

- ・ 勧誘が危険であることに気づかない、あるいは、その勧誘が危険なものと思っていない。例えば、「顔は写さない」、「絶対にばれない」「アダルトビデオで実績を積みばアイドルになれる」等の、人から言われたことを信じてしまう。
- ・ 契約に関する知識が全くない又は乏しいため、契約書に記載されている内容が理解できず、又は、読まずに署名捺印したり、契約書の控えを取らない。
- ・ モデルやアイドル等への憧れや好奇心を利用されやすい。
- ・ アダルトビデオは性的な行為を撮影したものであるとの認識がない。
- ・ 複数の男性に囲まれて長時間説得されると、たとえ意に反する行為であっても断り切れない

#### **② 被害が顕在化しにくい。**

**ア 人に話すことができず孤立しやすい。**

- ・ 性的な暴力の被害であるため、被害者本人が、人に知られることの恥ずかしさや周囲から誤解されたり阻害されたりする恐怖、後ろめたさ等の理由から、家族、友人を始め、誰にも知られたくないという思いがあり、警察等に相談できない。
- ・ 被害を訴えた場合の取調べを受けることによる苦痛や負担を考え、被害を

訴えられない。

- ・ 自分を責めたり、自分さえ我慢すればよいと考えてしまう。
- ・ 被害を忘れるために、考えることをやめ、結果として問題を長引かせ、深刻化しやすい。

**イ 事業者により孤立させられる。**

- ・ 事業者は、被害者を家族や友人・知人から引き離して一人暮らしを勧めたり、他の女優と会話をすることを禁止することなどにより、被害者を孤立させ、アダルトビデオへの出演から抜け出すことができないようにする。

**ウ 公的支援等に結び付きにくい。**

- ・ 被害者は、上記の理由により、孤立しやすいことから、支援に関する情報を入手することが難しいため、どこに相談していいかわからず、公的支援等にも結び付きにくい。



### Ⅲ 国民や若年層の意識

これらの問題に関し、国民や若年層がどのような意識を持っているかについて、関連する世論調査等の結果の概要は、次のとおりである。

#### 1 若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査（平成29年2月内閣府男女共同参画局）

内閣府男女共同参画局において、平成28年12月、全国の15歳（中学生を除く。）から39歳までの女性（事前調査 n=20,000、本調査 n=2,575）を対象に、モデル<sup>2</sup>、アイドル等の勧誘やアルバイト等をきっかけとした性的な暴力の被害等について、インターネット調査会社に委託して実施した調査の概要は次のとおりである。

##### ① モデル・アイドル等の勧誘を受けたり、募集広告を見た経験等（n=20,000）

○ これまでに、「モデルやアイドル等にならないか」と声をかけられたり、「オーディションを受けないか」と誘われたり、「雑誌・テレビ番組等の撮影に協力して欲しい」と言われた経験がある者は24.2%であった。

勧誘の方法は「街での声かけ・スカウト」（21.5%）が最も高かった。

○ モデル・アイドル等のアルバイトの募集広告（雑誌広告、ウェブ広告、屋外での広告）を見た経験がある者は47.5%であった。また、募集広告を見て応募したことがある者は5.0%であった。年代別に見ると、10代は、「募集広告を見たことがある」、「募集広告を見て応募したことがある」者の割合がともに他の年代より高かった。

##### ② 問題の認知状況（n=20,000）

○ モデル・アイドル等の勧誘やアルバイト等をきっかけに、同意していない性的な行為等<sup>3</sup>の写真や動画の撮影に応じるよう求められるといった問題が発生していることについて、学校やメディアで聞いたことがある者は40.2%であった。年代別に見ると、10代（n=3,497）が最も低く33.7%であった。

##### ③ モデル・アイドル等の勧誘及び募集広告の内容、対応等（n=2,575）

○ モデル・アイドル等の勧誘を受けたり、募集広告を見て応募した経験がある者（n=2,575）に、勧誘や募集の内容を聞いたところ、「モデルに興味はありませんか、なりませんか」が最も高かった（62.9%）。

<sup>2</sup> 「モデル」：雑誌モデル、読者モデル、グラビアモデル、カットモデル等。

<sup>3</sup> 「性的な行為等」：例えば、次の（1）～（3）の状態や様子の撮影・チャット等への出演。

（1）水着・下着・露出度の高い衣服等を着用した状態 （2）水着・下着・衣服の一部またはすべてを脱いだ状態  
（3）性行為や胸・性器を触られる様子

- 勧誘を受けたり、募集広告を見て応募した経験がある者に、その時の年齢を聞いたところ、10代～20代前半の割合が高かった。  
また、その時の主な気持ちを聞いたところ、勧誘等の方法が「街での声かけ・スカウト」、「メール・SNS等で届いた情報」、「募集広告」の場合は、いずれの場合においても、「かかわりたくないと思った」、「そんな上手い話はないと思った」、「危険な目にあうかもしれないと思った」が高かった。「友人・知人からの紹介」の場合は、「友人・知人の紹介なので話を聞いてみようと思った」、「面白そうなので、話だけでも聞いてみようと思った」が高かった。
- 勧誘を受けたり、募集広告を見て応募した経験がある者に、勧誘を受けた時や募集広告を見て連絡した時に詳細な情報を確認したか聞いたところ、「詳しい情報を聞いた／確認した」と回答した者は、「友人・知人からの紹介」の場合（n=241）が最も高かった（54.8%）。年代別に見ると、いずれの場合も10代が最も高かった。
- 勧誘を受けたり、募集広告を見て応募した経験がある者に、誘われたり、声をかけられた時、個人情報（氏名、学校名・会社名、連絡先等）を提供したかを聞いたところ、「個人情報を伝えた／登録した」と回答した者は、「友人・知人から誘われた場合」（n=241）が最も高かった（22.0%）。
- ④ **モデル・アイドル等の勧誘による契約の状況**（n=2,575）
  - 勧誘を受けたり、募集広告を見て応募した経験がある者に、契約（書類へのサイン・口頭での約束等。以下本インターネット調査の概要において同じ。）をしたかを聞いたところ、契約をしたことがある人（「その時、契約をした」と「後日、契約をした」の計）は197人（7.7%）であった。
  - 「契約しなかった（無視した、断った）」と回答した者に、その理由を聞いたところ、「信用できなかつたから」、「関心がなかつたから。」、「問題に巻き込まれると思ったから」の割合が高かった。「友人・知人から誘われた場合」（n=211）は、「信用できなかつたから。」の割合が、他の場合より低かった（23.7%）。
  - 契約をした者に、契約時の年齢を聞いたところ、10代～20代前半の割合が高かった。
  - 契約をした者に、契約時の年齢別に、契約書・承諾書等の内容の確認状況を聞いたところ、いずれの年代においても「読んで理解した」が最も高かった。しかし、契約時の年齢が10代の場合（n=128）、「読んで理解した」は他の年代に比べて低く（37.5%）、「読んだが理解できなかつた」（28.9%）、「契約した時の状況は

よく覚えていない」(15.6%)、「読まなかった」(11.7%)は他の年代に比べ高かった。

- 「読んだが、よく理解できなかった」又は「読まなかった」者(n=65)に、その理由を聞いたところ、「説明されたことと同じ内容と思ったから」(35.4%)、「読まなくてもたぶん大丈夫だろうと思ったから。」(29.2%)、「読むのが面倒だったから。」(23.1%)、「せかされたから。」(20.0%)、「後で何とかなると思ったから」(16.9%)の順に高かった。
- 契約をした者に、契約を断らなかつた・断れなかつた理由を聞いたところ、「断る理由がなかつたから」(41.6%)が最も高く、次に「特に構わないと思ったから」(15.2%)、「お金が欲しかったから」(12.2%)、「「仕事は選べる」・「嫌なことはしなくていい」・「裸になることはない」等と言われたから」(11.2%)、「断ることができると思わなかつたから」(9.6%)であった。

#### ⑤ 同意していない性的な行為等の撮影

- 契約をした者(n=197)に、契約後、契約時に聞いていないあるいは同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められた経験について聞いたところ、全体で「ある」が26.9%(53人)であった。求められた行為の内容について聞いたところ、「水着・下着・露出度の高い衣服等を着用した状態での撮影・チャット等への出演」(58.5%)が最も高く、次いで「水着・下着・衣服の一部またはすべてを脱いだ状態での撮影・チャット等への出演」(35.8%)、「性行為の様子での撮影・チャット等への出演」(22.6%)、「胸や性器を触られたりする様子での撮影・チャット等への出演」(20.8%)、であった。

また、求められた時の対応について聞いたところ、「求められた行為を行った」が32.1%(17人)、「求められた行為は行わなかつた」が67.9%(36人)であった。

- 「求められた行為を行った」者(n=17)にその理由を聞いたところ、「お金が欲しかったから」、「契約書・承諾書等を書いてあると言われたから」、「多くの人(事務所、マネージャー、撮影スタッフ等)に迷惑がかかると言われたから」が多かった。また、「多額の違約金が発生する」、「親、学校、会社等に伝える」、「写真や画像をばらまく」と言われたり、「身の危険を感じたから」、「断ってもしつこく要求してきたから」、「個人情報を知られているから」との回答もあった。
- 契約なしに同意していない性的な行為等の撮影をされた者(n=60)に、その時の年齢を聞いたところ、10代~20代前半が高かった。

また、求められた行為の内容を聞いたところ、「水着・下着・露出度の高い衣服等を着用した状態での撮影・チャット等への出演」(25.0%)が最も高く、次いで「胸や性器を触られたりする様子の撮影・チャット等への出演」(16.7%)、「水着・下着・衣服の一部またはすべてを脱いだ状態での撮影・チャット等への出演」(13.3%)、「性行為の様子の撮影・チャット等への出演」(11.7%)であった。

## ⑥ 相談状況

- 契約の有無にかかわらず、契約時に聞いていない又は同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められた経験がある者(n=105)のうち、相談したことが「ある」と回答した者は34.3%(36人)であった。
- 相談したことが「ある」と回答した者(n=36)に、相談先を聞いたところ、「友人・知人(交際相手を除く)」(50.0%)が最も高く、次いで「家族・親族」(25.0%)、「交際相手」(16.7%)であった。「学校の教員・スクールカウンセラー」(8.3%)、「公的相談機関(男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、国民生活センター等)」(8.3%)、「警察」(5.6%)、「民間の相談機関」(2.8%)に相談したのは、いずれも1割以下であった。
- 相談したことが「ない」と回答した者(n=69)に、その理由を聞いたところ、「相談するのが恥ずかしかったから」(39.1%)が最も高く、次いで「家族、友人・知人等に知られたくなかったから」(21.7%)、「自分の責任なので、自分でなんとかしなくてはいけないと思ったから」(20.3%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(18.8%)であった。

## 2 男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年10月内閣府大臣官房政府広報室)

内閣府大臣官房政府広報室において、平成28年9月、全国の18歳以上の日本国籍を有する者(男女、n=3,059)を対象に、「JKビジネス」等について実施した世論調査の概要は次のとおりである。

- 「女性に対する暴力」で最も対策が必要なものとして、女性では、「児童買春や虐待、児童ポルノなど、子供に対する性的な暴力」(21.8%)が最も高かった。全体では、「強姦、強制わいせつ、痴漢、盗撮などの、性犯罪」(19.7%)、「つきまとい、待ち伏せなどのストーカー行為」(17.6%)、「児童買春や虐待、児童ポルノなど、子供に対する性的な暴力」(16.5%)の順に高かった。
- また、いわゆる「JKビジネス」のような子供の性を売り物にする営業による問題は、何が原因と思うかについては、「子供のアルバイトについて関心や危険性の認

識が低い、保護者、家庭の問題」(21.2%)が最も高く、「安易に子供の性を買う大人の問題」(20.7%)、「子供の性を売り物にすることについての問題意識が低い、社会風潮の問題」(18.9%)、「子供の性を売り物にする事業者の問題」(11.2%)、「お金などのために、自ら安易に性を売り物にする子供の問題」(10.2%)、「いわゆるJKビジネスの事業者や客に対する取締りや規制の問題」(9.1%)、「性犯罪などのより重大な被害に遭うおそれがあることを子供に教えない、学校の問題」(4.2%)の順に高かった。「問題があると思わない」と答えた者の割合は0.3%であった。年齢別に見ると、「子供のアルバイトについて関心や危険性の認識が低い、保護者、家庭の問題」と答えた者の割合は60歳代、70歳以上で、「安易に子供の性を買う大人の問題」と答えた者の割合は30歳代、40歳代で、「子供の性を売り物にすることについての問題意識が低い、社会風潮の問題」と答えた者の割合は50歳代で、「子供の性を売り物にする事業者の問題」、「お金などのために、自ら安易に性を売り物にする子供の問題」と答えた者の割合は18~29歳で、それぞれ高くなっている。「子供の問題」と答えた者の割合は18~29歳で高くなっている。

- いわゆる「JKビジネス」による被害防止のためにどのようなことが必要と思うか聞いたところ、「保護者や学校が、子供に対し教育を行うこと」(62.6%)が最も高く、「子供や保護者が困った時に相談できる窓口を設けること」(54.8%)、「取締りや規制を強化すること」(52.6%)、「相談した子供や保護者の支援体制を構築すること」(44.4%)、「メディアやイベントなどを通じて、子供、保護者、社会に対し広報啓発を行うこと」(40.7%)の順となっており、教育や広報啓発、相談や支援の体制整備、取締り等の強化について関心があることが伺える。

### **3 警視庁懇談会報告書における調査**

- ① 警視庁懇談会の委員が、平成28年3月、都内の女子高校生等を対象に実施した、「JKビジネス」に関する意識調査(東京都内女子高校に紙面調査(n=216)、東京都内居住の女子高校生等を対象にインターネット調査(n=207)、東京都内中学校に紙面調査(n=92)を実施)の結果は次のとおりである。

- 「JKビジネス」の認知度について、全体(n=515)で「JKビジネスで働いている子を見たり聞いたりしたことがある」又は「JKビジネスを知っているが、働いている子を見たり聞いたりしたことはない」と回答した者を合わせると全体で63%であった。そのうち、実際に「JKビジネス」で働いている子を見たり聞いたりしたことがあるとの回答が、都内女子高校調査では9%、インターネット

調査では14%であった。都内中学校調査では0%であった。

- 「JKビジネス」で働いている子を見たり聞いたりしたことがあると回答した者(n=49)に、その子が「JKビジネス」で働きはじめた理由や働いている理由について聞いたところ、「友だちが働いていたから」(33%)が最も高く、次いで「そうしたことに興味や好奇心があったから何となく」(31%)であった。

また、その子たちが働くこととなった動機についてどう思うか聞いたところ、全体で、「お化粧品などを買うため」(37%)、「その日の生活のため」(10%)が高かった。

- 今後「JKビジネス」で働く子については、全体で「増えると思う」と答えた者が51%であり、「減ると思う」と答えた者は5%であった。
- 15歳から18歳の年齢の女の子が「JKビジネス」で働くことについてどう思うか聞いたところ、全体で6割の者が「自分の今や将来のことを考えたら、やってはいけない仕事だ」と考え、5割前後の者が「風俗」やさらに「危険ドラッグ」などの世界につながっていくかもしれないと考えていた。また、「お金に困ってのことだからしょうがない」(23%)、「客がいるのだから、こうした仕事をするのもしょうがない」(11%)、「働いている子も客も喜んでいるのだから問題ない」(11%)、「これも今の社会で、お金になる女の子の仕事だ」(8.3%)との回答もあった。

- ② 警視庁において、各種法令違反で摘発した「JKビジネス」店舗で働いていた女子高校生等(n=78)の供述内容を集計した結果は次のとおりであった。

- 働くようになったきっかけは、「お金が欲しかった」、「友人の誘い」が多く、継続して働き続けた理由も「お金が欲しかった」が最も多かった。

- お店を知ったきっかけは、「友人の誘い」と「インターネット」が大半を占めており、その内訳は「店のホームページ」、「求人サイト」、「SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)」であった。

- 女子高校生等が「JKビジネス」で働いていることについて、学校や保護者のほとんどが、認知していない状況であった。

これらの結果から、報告書では、「JKビジネスは、働いてはいけないという認識を持つ者が多いものの、友人からの誘いという安心感、手っ取り早くお金を稼ぎたいという安易な考えから、女子高校生等が足を踏み入れやすい営業であると考えられる」としている。

## IV 取組状況

「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題に対し、国及び地方公共団体の行政機関、民間団体並びにアダルトビデオの業界団体・関係者団体では、次の取組を行っている。

### 1 行政機関

行政機関において、次のような取組を行っている。

#### (1) 法令に基づく厳正な取締り等の推進

##### ① 法令に基づく厳正な取締り、補導活動等の推進

###### ア 「JKビジネス」について

警察では、あらゆる端緒から営業の情報収集、実態把握に努め、違法行為がある場合には、次に掲げるものを始め、各種の法令を適用して取締りを行うとともに、少年の補導活動も推進している。

###### (ア) 検挙活動の推進

「JKビジネス」に関して違法行為が行われた場合には、各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進している。

- ・ 労働基準法
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- ・ 児童福祉法
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- ・ 刑法
- ・ 各都道府県青少年保護育成条例 等

###### (イ) 補導活動の推進

補導の機会を通じて、注意、助言、指導、支援等を推進している。

なお、警視庁や愛知県警察では、「JKビジネス」で働く行為、営業所等に出入りする行為及びそれらの行為を行うよう勧誘する行為を「指定行為」として、これらの行為を行った18歳未満の少年や、18歳以上20歳未満の高校生等を補導対象とするなどの対応を行っている。

###### イ アダルトビデオへの出演強要について

警察庁は、平成28年6月、全国の警察に対して通達を発出し、アダルトビデオへの出演強要等に係る相談等への適切な対応等について指示した。

(7) 各種法令の適用を視野に入れた取締りの推進

次に掲げるものを始めとした各種の法令の適用を視野に入れた取締りを推進することを指示している。

- ・ 強姦罪、暴行罪、傷害罪、脅迫罪等といった刑法の罪
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）<sup>4</sup>
- ・ 労働者派遣法<sup>4</sup>
- ・ 労働基準法<sup>4</sup>
- ・ 児童福祉法

(イ) 相談への適切な対応の推進

契約に関する相談を受理した際は、民事契約については、無効、取消し、契約の解除ができる場合があることなどを助言し、適切な専門機関（法テラスや弁護士等専門機関）を紹介するなど、適切に対応することを指示している。

② 地方公共団体における取組（条例の整備等の施策の推進）

ア 愛知県

愛知県では、青少年がいわゆる「JKビジネス」に従事することの危険性について啓発・注意喚起を行うとともに、平成 26 年 12 月から愛知県警察において補導の対象に追加するなどの対策を実施してきた。さらに、平成 27 年 3 月 24 日、青少年を、勧誘しない、従事させない、客としないなど、高校生などが「JKビジネス」に従事できないよう営業者等に対する規制を行うことを内容とする愛知県青少年保護育成条例（昭和 36 年愛知県条例第 13 号）の改正を行い、同年 7 月 1 日に施行した。

イ 東京都

これまで、警視庁において検挙活動を推進するとともに、補導活動を強化するなどの対策を実施してきた。また、東京都では、「JKビジネス」を規制する条例の策定作業を進めている（平成 29 年 2 月、都議会に条例案を提出）。

ウ 神奈川県

神奈川県青少年保護育成条例の見直しを検討する中で、「JKビジネス」についても、規制の在り方について、神奈川県児童福祉審議会社会環境部会で現在審議中である。

---

<sup>4</sup> 職業安定法、労働者派遣法及び労働基準法は、いずれも雇用関係を前提としており、その適用に当たっては、原則として、請負・委託契約等雇用契約でないものについては対象とならないが、実態において雇用関係が認められれば対象となる場合もある。



## (2) 教育・啓発

### ① 若年層に対する教育・啓発

#### ア 児童、生徒（小学生、中学生、高校生等）に対する教育・啓発

児童、生徒が性的な暴力の被害に遭うことのないように、アルバイトやインターネットを通じて被害に遭うことを防止するという観点を含め、文部科学省、法務省等関係機関において、被害防止やリテラシー向上のための各種啓発資料の作成配布を行ったり、防犯教室等を実施するなどして、教育・啓発を実施している。

- ・ 携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例等を盛り込んだ児童、生徒向けの啓発資料を全国の小・中・高等学校等へ配布している。
- ・ 学校における情報モラル教育の充実に資する児童生徒向け教材や教員向け手引書等の作成・配布をしている。
- ・ 各種会議やセミナー等において、情報モラル教育の重要性等について、教員等、教育関係者への周知している。
- ・ 各都道府県警察が実施している防犯教室や薬物乱用防止教室などに合わせて、「JKビジネス」で働くことにより巻き込まれる危険性などについて、講話を行うなどして、児童、生徒の意識啓発を図っている。

#### イ 若年層の女性に対する教育・啓発

学校教育から離れた場における教育・啓発については、内閣府、文部科学省、法務省等関係機関による研修や啓発資料の配布等とともに、民間団体（Lighthouse）では、例えば、「JKビジネス」、児童ポルノ被害、リベンジポルノ被害に関する啓発資料を、漫画形式で作成し、冊子にして配布するなどの工夫を行っている。被害防止の啓発となっているほか、同様の被害に遭った若年層が被害に気づき、相談するきっかけにもなっているとのことである。

### ② 家庭、保護者等に対する教育・啓発

文部科学省では、保護者に対する教育・啓発について、PTAの全国組織を通じた保護者への働きかけや、普及啓発の機会などに行っている。

また、家庭教育に関する保護者への学習機会において、携帯電話やインターネットの危険性及びその適切な利用についての講座が各地域で実施されるよう支援を行っている。

### ③ 社会全体に対する啓発

政府は、毎年、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、

「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、広報啓発活動等を通じて社会の意識啓発を行うなど、女性に対する暴力の問題に関する取組の一層の強化を図っている。

#### ④ 相談員、支援者に対する研修、教育・啓発

内閣府では、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等や、性犯罪被害者や配偶者暴力の被害者等の支援を担当する行政職員及び支援機関（男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者等のためのワンストップ支援センター等）の相談員を対象とする研修において、「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要被害に関する支援を行っている民間団体の代表者を講師に招いて講話を実施したり、ケース検討会を実施し、知識の普及啓発と対応の向上を図っている。

文部科学省では、メンタルヘルスの基礎知識について解説した教職員用の指導参考資料を全国の小中高特別支援校等に配布している。

厚生労働省では、各都道府県の婦人相談所長及び婦人保護事業主管課の担当職員を対象とした研修及び全国の婦人相談員や心理判定員を対象とした研修を主催し、その中に若年女性や性暴力被害者等の支援に関する内容を盛り込んでいる。

### （3）相談体制

#### ① 学校

学校では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童、生徒からの相談に応じている。

#### ② 関係機関

児童相談所では、18歳未満の子供に関する相談について、児童福祉司などが応じている。

婦人相談所や婦人相談員が配置されている市区の福祉事務所等においては、配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という。）、ストーカーのほか、性的な暴力などの被害女性等からの相談に応じている。

法務省の人権擁護機関（法務局、地方法務局）は、様々な人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じている。また、「子どもの人権 110 番」「女性の人権ホットライン」といった専用相談電話を設置している。

日本司法支援センター（法テラス）は、法的トラブル解決のための総合案内所として、解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報提供等を行っている。

都道府県や市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設である男女

共同参画センターにおいては、女性が抱える問題全般の情報提供、相談等を行っている。

### ③ 警察

警察では、全都道府県に設置している少年サポートセンターにおいて、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じている。

また、各種トラブル、被害があったときは、全国に設置している警察相談専用電話（#9110）、都道府県警察の本部、警察署、交番等に対し、日時を問わず相談してほしい旨広報を行っている。

### ④ 独立行政法人国民生活センター、消費生活センター等

国民生活センターと全国の消費生活センター等では、消費生活全般に関する消費者からの相談を受け付けている。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者への情報提供、注意喚起を行っている。例えば、10歳代、20歳代の若年層の女性を中心に、タレント・モデル契約に関する様々なトラブルが発生していることから、国民生活センターにおいて、平成28年11月30日、トラブルを周知し、注意喚起を行う報道発表<sup>5</sup>を行った。

## （4）保護・自立支援

### ① 児童相談所への通告、婦人相談所への相談

家庭や学校に「居場所がない」などの理由で家出した少女は、警察の補導などにより必要に応じて、18歳未満の児童は児童相談所に通告され、18歳以上は婦人相談所や婦人相談員が配置されている市区の福祉事務所等に相談されることとなる。

なお、婦人相談所等に18歳未満の女性が相談に来た場合は、児童相談所と連携して対応を行っている。

### ② 児童相談所による保護等

児童相談所では、18歳未満の児童について、必要がある場合には一時保護を行っている。その後、状況に応じ、多くは児童福祉司等による在宅での支援を行っている。ただし、父親からの性被害があるなど、家に帰せないと判断した場合は、里親やファミリーホーム、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームなどの施設や小規模なグループでのケアが行われる。

### ③ 婦人相談所等による保護、自立支援

---

<sup>5</sup> [http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161130\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161130_1.pdf)

婦人相談所では、保護が必要な女性について、市区の婦人相談員等による相談を経て、状況に応じ判断し、併設している一時保護所、または民間シェルター等に委託をして一時保護を行っている。

その後、中長期の保護が必要であると判断した場合は、婦人保護施設において心理的なケアや自立に向けた様々な支援（就労支援等）を行っている。

なお、婦人保護施設への入所理由は、平成 26 年度は、半数近くがDV被害者であり、親からの性虐待や子供や親族等からの暴力などを含めると、暴力の被害者が全体の約 6 割である。また、約 4 割の入所者は、心身に何らかの障害があった。

#### (5) インターネット上の違法・有害情報、人権侵害情報の削除等に関する取組

インターネット上の違法・有害情報（違法な情報（権利侵害情報及び法令により発信が禁じられる情報）・違法ではないが有害な情報（公序良俗に反する情報））については、通報等を通じて、違法情報の発信者に対する取締りが行われるほか、被害者本人等による削除要請や事業者及び事業者団体による自主的な取組等により、表現の自由の保障との関係に配慮しつつ、プロバイダ等民間事業者による自主的な削除を中心としてその流通を防止する対応が行われている。

行政は、これが適切に行われるよう、制度的な環境整備、相談窓口の設置、削除依頼方法の助言、削除要請等の対応を行っている。本人の意に反して出演を強要されたアダルトビデオの画像がネット上にある場合は、その違法性、有害性、人権侵犯に該当するかなどが判断された上で、該当する場合には、対応が行われることとなる。

##### ① インターネット・ホットラインセンター（IHC）<sup>6</sup>による通報の受付等

警察庁から業務委託されているインターネット・ホットラインセンターは、一般のインターネット利用者等から、違法情報等に関する通報を受理し、違法情報については、警察への通報サイト管理者等への削除依頼等を行っている。また、通報された違法情報のうち、外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノについては、各国のホットライン相互間の連絡組織である INHOPE<sup>7</sup>の加盟団体に対して削除に向けた措置を依頼している。

##### ② インターネット上の違法・有害情報に対する制度的な環境整備等の取組

###### ア 制度的な環境整備

<sup>6</sup> <http://www.internethotline.jp/>

<sup>7</sup> 旧名称である Internet Hotline Providers in Europe Association の略。現在の名称は International Association of Internet Hotlines。平成 11 年に設立され、平成 28 年 3 月末現在、IHC を含む 52 団体（46 の国・地域）から成る国際組織。

総務省は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」。平成 13 年法律第 137 号）により、特定の主体（個人又は法人）の権利を侵害する情報が流通した際に、インターネットプロバイダやサイト管理者等が当該情報を削除する場合及び削除しない場合のそれぞれにおいて免責される要件を明示することによって、権利を侵害した情報が適切に削除されるよう、制度的な環境整備を行っている。

#### イ 民間事業者による適正な対応の推進

総務省は、事業者団体が、違法・有害情報に該当しうる具体的事例や判断の際に参考になる裁判例を示した各種ガイドライン<sup>8</sup>や、事業者と利用者との間で適用される契約約款のモデル条項<sup>9</sup>の作成・見直しを行う際に、オブザーバーとして支援を行っている。

#### ウ 利用者からの相談への対応

総務省は、外部委託により「違法・有害情報相談センター」を設置し、インターネット上に流通した情報による被害について一般利用者、学校、プロバイダ、サイト管理者、学校関係者、消費生活相談センター並びに人権擁護機関等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイスを行っている。

### ③ インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件に対する取組

ア 法務省の人権擁護機関（法務局・地方法務局）は、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、面談による相談のほか、電話相談（みんなの人権 110 番）やインターネットによる相談（インターネット人権相談受付窓口）に応じている。

イ 法務省の人権擁護機関（法務局・地方法務局）がインターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合は、当該情報の削除依頼等を行う方法を助言するほか、調査の結果、当該情報が名誉棄損やプライバシー侵害などに当たり違法と認められるときは、プロバイダ等に対し当該情報の削除を要請するなどしている。

<sup>8</sup> ・「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」（一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟）

・「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」、「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」及び「プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン」（いずれもプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会）

<sup>9</sup> 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟）

## 2 民間団体

若年層や被害に遭った女性等に対する支援、インターネット上の違法・有害情報の削除に関する支援を行っている民間団体には、次のような団体がある。

### (1) 10代から20代の若年層の女性を中心に支援している民間団体

#### ① 一般社団法人 Colabo (Colabo)

Colaboは、「すべての少女に衣食住と関係性を。困っている少女が暴力や搾取に行きつかなくてよい社会に」を合言葉に、中学生、高校生世代を中心とする少女を支援する活動を行っている団体である。

主な活動内容は、夜間巡回、ホームページ・SNSによる相談事業、同行支援、食事・物品の提供、一時シェルターの運営、10代の少女たちのサポートグループ「Tsubomi」の活動など。特に、虐待や性暴力の被害に遭うなどして孤立、困窮した少女を支援する活動を行っている。また、講演会、企画展等を通じて少女を取り巻く様々な問題や困難などについて啓発活動や情報発信を行っている。

#### ② 特定非営利活動法人 BOND プロジェクト (bond Project)

bond Projectは、問題を抱えた若年層の女性を救うことを目的として、「10代20代の生きづらさを抱える女の子のための女性による支援」を行っている団体である。

主な活動内容は、メールや電話、面談による相談、雑誌やインターネットを通じて若年層の女性の声を広く周知する情報発信、若年層の女性の現状を訴える講演会の開催、若年層の女性の保護と精神的ケアの実施、職業能力の開発又は雇用機会拡充のための講習会や説明会の開催などである。

### (2) 被害に遭った女性を支援している民間団体

#### ① ポルノ被害と性暴力を考える会 (People Against Pornography and Sexual Violence (PAPS))

PAPSは、性暴力被害に関する社会啓発活動等を行う任意団体である。ポルノグラフィの制作・流通・消費や、影響で生じている様々な人権侵害及び性暴力の問題について、議論・調査・検討し、社会に広く訴える活動や、ポルノ被害を受けた被害者の支援を目的とする任意団体である。平成21年に結成され、平成24年に初めて、「アダルトビデオに出演させられた。助けて。」という趣旨の相談が寄せられてから、相談支援活動にも対応している。

平成27年4月から、NPO法人人身取引被害者サポートセンターLighthouseと協同して、アダルトビデオ被害者に対する相談支援を行っている。

## ② NPO 法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス(Lighthouse)

Lighthouseは、日本国内における人身取引根絶を目指して、人身取引被害者の救済を専門に行っている団体である。平成16年に活動を開始し、相談支援活動のほか、人身取引被害の中でも主として性的搾取被害者への直接支援、予防・啓発、政策提言を行っている。

相談支援活動においては、アダルトビデオ出演強要や「JKビジネス」のほか、児童買春に関する相談も寄せられており、平成27年2月には若年層の性の商品化による被害を未然に防止するため、若年層向の啓発マンガ「BLUE HEART ～ブルー・ハート」を発刊した。

平成27年4月から、PAPSと協同して、アダルトビデオ被害者に対する相談支援を行っている。

## (3) インターネット上の違法・有害情報の削除を支援している民間団体

### ① 一般社団法人セーフラインインターネット協会 (SIA)

SIAは、インターネットの悪用を抑え、自由なインターネット環境を護るため、実効的な対策を立案して実行するとともに、インターネットを活用した社会的課題の解決を目指すインターネット企業有志による団体である。平成25年に活動を開始し、利用者のリテラシー向上のために地域で活躍する講師を養成・支援する講座を行っているほか、個別の違法・有害情報<sup>10</sup>を排除するための「セーフライン事業」を通じて、違法・有害情報の通報を受け付け、国内外のプロバイダに削除依頼の申請や相談窓口の紹介を行っている。特に、児童ポルノやリベンジポルノなど、立場の弱い個人に対する権利侵害の対応などを重点的に取扱っている。また、児童ポルノ以外の情報について、独自に海外のサイトへの削除依頼を行っている。

なお、同協会によると、平成27年にセーフラインが把握した違法・有害情報7,064件のうち6,711件(95%)が国外サイトに掲載されていた。また、セーフラ

---

<sup>10</sup> SIAは、インターネット利用者から受け付けた違法・有害情報に対して行う対応のうち、「プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する対応依頼」に関し、対象とする情報の範囲、違法情報該当性等の判断に関する基準、送信防止措置等の依頼手続等について「セーフライン運用ガイドライン」を定めて運用の指針としている。

そのなかで、

- ・ 「違法情報」とは、刑罰法規に違反する情報であって、例えば、児童ポルノやわいせつ物の公然陳列などの違法な性表現・性行為に関連する情報、規制薬物の広告などの薬物関連情報、預金通帳の譲渡や携帯電話等の無断有償譲渡などの振り込み詐欺等関連情報、不正アクセスを要求したり助長する行為などの不正アクセス関連情報、児童を対象としたいじめに係る画像やリベンジポルノ画像等の特に社会問題化している又はそのおそれのある情報としている。
- ・ 「有害情報」とは、違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する違法行為を引き起こす情報や、きわめて重大な問題情報として広く認知されている情報としている。

インによる削除依頼 6,898 件（国内外）のうち 5,239 件が削除（削除率 76%）されており、このうち、児童ポルノやリベンジポルノに関しては、約 8 割の削除率であった。なお、削除までに要する時間は、3 日以内に約半数が、2 週間以内に約 9 割が削除されているとのことである。

### **3 業界団体・関係者団体**

アダルトビデオに関連する団体等によれば、今般のアダルトビデオの出演強要の問題に関し、次のような取組が行われている。引き続き、自主的な取組が進むことを期待する。

#### **(1) アダルトビデオに関連する業界団体による取組**

特定非営利活動法人知的財産振興協会（IPPA（Intellectual Property Promotion Association））は、アダルトビデオのメーカーが主な会員となって、同業界の健全な発展を目指す団体である。3つの審査団体とも連携して、アダルトビデオ、成人向けのアニメやゲーム作品などの関連メーカー265社、年間合計約24,000作品（平成28年11月時点。同協会によるとメーカー全体の約9割に当たるとのこと。）の会員と、流通大手の配信会社や販売店と、レンタル店など約4,800店のパートナーシップ協力会員により組織されている。

主な活動として、著作権保護に関する活動、審査における共通の倫理基準や審査方法の確立を進める活動、無審査のアダルト作品や無修正などの違法な作品の監視活動のほか、アダルトビデオ業界一丸となって様々な問題に対処する活動を行っている。

今回のアダルトビデオの出演強要問題に関し、協会は、メーカーだけではなく、出演者の所属するプロダクションも含め「アダルトビデオ業界全体の問題」として取り組む必要があると認識しており、海外のサーバーから発信されるアダルトビデオなどには関与できないものの、協会では、審査団体に所属していないメーカーへの加盟の呼びかけを行っているほか、業界内の新たなルールとして、メーカーとプロダクション、メーカーと出演者の契約内容の精査を行い、契約書の内容を出演者に配慮したものとするを始め、当事者間の問題を解決する第三者委員会の設置や相談ホットラインの開設を検討し、一般社団法人表現者ネットワーク AVAN（（2）参照）との連携・協力なども進め、業界の更なる健全化と透明性の向上を目指しているとのことである。



## (2) アダルトビデオの出演者に関する取組

一般社団法人表現者ネットワーク(AVAN(Adult Video Actress & Actor's Network))は、アダルトビデオの出演者等の同業者団体である。平成28年7月に設立され、同年9月から会員募集を行っている。

同法人は、「成人向け映像制作に関わるすべての人たちの人権を擁護し、出演者及び制作者が安全にかつ安心して働けるより良い労働環境を創出し、これまで以上に健全な業界を目指すことで、娯楽文化の発展に寄与して社会に貢献すること」を目的としている。

同法人は、過度な法規制が導入されると出演者らに対するスティグマ化やアンダーグラウンド化が進むとの懸念を表明し、自主規制により、出演者への人権侵害行為を排除していこうと考えている。また、出演者の多くは個人事業主であり、偏見や差別によって社会から疎外されることがないように、出演者の権利擁護のための取組を行っている。

具体的な取組としては、アダルトビデオ業務に従事する人々の権利保護や労働環境の整備などに十分な配慮がされるよう、出演者とプロダクションとの契約書のひな形を作成し、また、その後のセカンドキャリアを見据えた教育機会の創出や現場における問題発生時の相談窓口の設置及び法的なサポートを実施することなどを目指しているとのことである。

## V 今後の課題

これまでのヒアリング等を踏まえ、以上のとおり、「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要問題を中心とする若年層に対する性的な暴力の問題についてそれぞれの問題の状況や関係機関や団体の取組状況等を整理した。今後も引き続き、これらの問題に適切に対処し、被害の予防及び回復を図るためには、更なる実態把握を始めとする、以下のような課題が指摘できる。関係する各府省庁においては、各課題について検討を行い、着実に実施することを期待する。

現在、悩み苦しんでいる被害者への支援は喫緊に取り組む必要があり、取締り等の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等が重要である。また、今後の新たな被害者を生まない観点から、教育・啓発の強化も不可欠である。このため、各課題に係る施策のうち速やかに取り組む必要がある又は取り組むことができるものについては、相互に連携し、スピード感を持って対応してもらいたい。

更なる実態把握その他の各課題に係る施策の進捗状況等を踏まえ、法的対応も含め、被害の予防及び回復に向けた必要な対策について検討する必要がある。当専門調査会では、随時、進捗状況のフォローアップを実施したいと考えている。

### 1 更なる実態把握

「JKビジネス」について、それぞれの関係機関・団体等が個別に調べた事例はあるものの、全国的な実態は不明であるため、児童の性を売り物とする新たな形態の営業に関し、その実態を把握する必要がある。

また、若年層の性的搾取の被害の実態が明らかではないため、各府省庁が施策を効果的に実施・推進する上で必要となる個別のデータの収集等の実態把握を行う必要がある。

### 2 取締り等の強化

若年層を狙った性的な暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であることに鑑み、次のような取組を行うことにより、厳正な取締り等を行う必要がある。

#### ① 厳正な取締りの徹底

- 「JKビジネス」及びアダルトビデオの出演強要の問題について、街頭補導、被害者等からの相談、被害申告、情報提供等を受理した際は、各種法令による適用を視野に入れ、厳正な取締りを徹底する。

- ② 被害者の補導、適切な保護及び支援の推進
  - 被害者に対し、補導の機会における助言、指導等を行うとともに、適切な保護及び支援を推進する。
- ③ 「JKビジネス」、アダルトビデオの出演強要問題等、若年層の性的な暴力の被害に係る取組状況の把握と情報の共有の推進
  - 「JKビジネス」及びアダルトビデオの出演強要問題等、若年層の性的な暴力の被害に係る相談や検挙の状況、「JKビジネス」の営業状況などについての取組状況を把握し、関係機関間において情報を共有する。
  - 地方公共団体が地域の実態に応じて、「JKビジネス」など児童の性を売り物とする営業の禁止等に関する条例を制定しようとするときは、適切な支援を行う。

### 3 教育・啓発の強化

「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要問題などの若年層に対する性的な暴力の被害に遭わないようにすることはもとより、万一被害に遭った場合に被害者及び関係者が適切に対応することができるようにするため、次のような取組を行うことにより、児童、生徒への被害防止教育及び家庭や学校に対する支援はもとより、社会全体や各地域に対する啓発が適切かつ効果的に行われる必要がある。

その際、こうした若年層に対する性的な暴力の被害は、全国どこでも起こりうる問題であるため、教育、啓発の強化は、全国を通じて取り組む必要がある。また、I3(1)に記載したような要因を抱える児童、生徒等の若年層やその家族に対しては、特に丁寧に対応する必要がある。

- ① 児童、生徒等が被害者とならないための教育等の推進
  - 児童、生徒等が「JKビジネス」やアダルトビデオへの出演強要を始めとする性的な暴力の被害に遭わないよう、学校、家庭、地域等において、相互に連携し、例えば、
    - ・ インターネットの利用に起因する被害への防止も含め、指導資料の作成・配布やセミナーの開催等による情報モラル教育の一層の充実、
    - ・ 安全教育の一環としての、犯罪被害に遭わないための防犯教育の推進
 などを行う。その際、
    - ・ 「JKビジネス」でのアルバイトやモデルやタレントの勧誘等を通じて、性的な暴力の被害に巻き込まれる危険性、
    - ・ 性的な暴力の被害の大きさ、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などを発症し、

回復に時間がかかるおそれ、

- ・ アルバイトや契約をする上で注意すべきこと、
- ・ 被害の具体例を挙げ、万一こうした被害に遭って困ったり、迷ったときは、被害の拡大を防止するためにも、一人で抱え込まず、速やかに、家族や学校、公的機関等に相談すること

などを伝える。また、児童、生徒等の若年層がこうした問題について自ら考える機会を設けるなど、具体的な取組を行う。

- 学校教育を離れた若年層に対し、性的な暴力の被害に遭わないよう、効果的な情報発信及び広報啓発の在り方を検討する。

## ② 家庭や学校に対する支援

- 家庭や学校において、保護者や教員等が、児童、生徒の発達段階や性別に応じて、こうした性にかかわる問題や性的な暴力の被害にかかわる問題について効果的に教育・指導を行うことができるよう、支援する。

- I 3 (1) に記載したような要因を抱える児童、生徒やその家族に対する支援方策についても検討を行う。

## ③ 被害に遭っている人やその関係者に届く情報発信、広報啓発等

- 被害に遭っている人のなかには、被害を受けていること自体を認識していない人や、「人に知られたくない、恥ずかしい」、「自分の責任だ」、「自分さえ我慢すれば何とかなる」、「相談しても無駄だ」などの理由から相談しない人がみられるため、被害に遭っている人が性的な暴力の被害を受けていることを認識し、相談できる機関があることを知ってもらうとともに、被害者や関係者が、困ったときに相談することができる相談窓口を始めとした関係機関とその連絡先、相談内容に対し取りうる対応策などの必要な情報を入手することができるよう、効果的な情報発信及び広報啓発の在り方を検討する。

- インターネット上に掲載されている違法・有害情報や人権侵害情報については、関係機関や民間団体において削除要請等の取組が行われており、アダルトビデオ出演強要にかかるアダルトビデオの画像・動画についても、削除等ができる場合もあると考えられるため、こうした取組について広報啓発を行う。

## ④ 社会全体や各地域に対する啓発

- こうした若年層の女性に対する性的な暴力の状況はもとより、女性に対するあらゆる暴力の状況について、「女性に対する暴力をなくす運動」など、様々な機会を活用し、広く国民に対し、具体的な事例や被害の実態等を用いた意識啓発を

行う。また、各地域において、こうした暴力を許さない機運の醸成を図る。

#### 4 相談体制の充実

被害者等への適切な支援や加害者の取締りにつなげるためには、関係機関が、顕在化しにくい被害に関する情報を把握する必要がある、次のような取組を行うことにより、相談体制の整備・充実が不可欠である。

その際、I 3（1）に記載したような要因を抱える児童、生徒等の若年層やその家族に対しては、特に丁寧に対応する必要がある。

##### ① 相談窓口の周知

- 「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要の被害者等が相談しない原因として、どこに相談できるのか、相談窓口の情報を知らないことが挙げられる。このため、相談窓口の一覧や、その相談窓口が受けている内容、また、被害者が安心して相談できる場所であることなどについて、わかりやすく広報・周知する必要がある。

##### ② 相談窓口の環境整備

- 例えば次のような取組の検討により、被害者等が安心して相談できる窓口体制の整備や、地方公共団体等における取組を支援する。
  - ・ 無料で相談を受け付ける。
  - ・ 匿名で相談を受け付ける。
  - ・ 24時間365日対応とする。
  - ・ 全国共通の相談ダイヤルを設ける。
  - ・ 関係機関への同行支援を行う。
  - ・ 学校における相談体制を充実する。

##### ③ 相談員の対応能力の向上、関係機関等の連携構築

- 例えば、丁寧に話を聞き、被害者等との信頼関係を形成する、被害者等が二次被害などについて心配することなく安心して相談することができるようにするなど、関係機関の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、被害者はI 3（1）に記載したような要因を抱えている可能性があることも念頭に置きつつ、被害者等に対し適切に対応できるよう、資質の向上を図るための研修を行う。また、相談員を支援するための受傷対策を実施する。
- 被害者等に寄り添った対応ができるよう、関係機関、相談対応や居場所づくりの支援等を行っている民間団体等が相互に緊密に連携し、各地域におけるネット

ワークの構築を促進する。

- ④ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
  - 「JKビジネス」やアダルトビデオの出演強要問題に限らず、性犯罪・性的な暴力の被害者が安心して相談できる相談機関の一つとして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。
  - ワンストップ支援センターにおける関係機関間の連携を促進する。
- ⑤ 相談・支援体制の在り方の検討
  - 「JKビジネス」やアダルトビデオの出演強要問題等、若年層の性的搾取に係る相談・支援の実態を把握し、今後の相談・支援の在り方についての検討を行う。

## 5 保護・自立支援の取組強化

「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要問題を中心とする若年層に対する性的な暴力の被害の防止を支援するとともに、被害からの回復を図るため、次のような取組を行うことにより、中長期的な支援も視野に、被害者等に対し、適切な保護・自立支援を行う必要がある。

その際、I 3（1）に記載したような要因を抱える児童、生徒等の若年層やその家族に対しては、特に丁寧に対応する必要がある。

- ① 若年層やその家族への支援
  - 経済的困難から若年層が性的搾取等の被害につながる行為に及ぶことを防ぐため、若年層やひとり親家庭の親に対し就労支援等を行う。
- ② 若年層が感じる不安などを踏まえた適切な保護の推進
  - 被害者が保護してもらいたくても、例えば、施設では基本的に集団・グループでの生活になる、携帯電話やスマートフォンが使えない、学校に通いたくても施設からは通えない等、施設側の規則や制約により、保護されることを躊躇したり、最初から保護されることを諦める場合がある。施設の職員は、被害者が感じるこのような不安を認識しながら、被害者からの相談に応じ、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応を行うなど、信頼関係を形成しながら保護等の支援を行っているが、このようなミスマッチを解消できるような運用の工夫が行われることが望ましく、規則や制約の在り方についてきめ細かな対応ができないか検討を行う。
- ③ 婦人保護事業の在り方の見直し
  - 売春防止法（昭和31年法律第118号）を根拠法とする婦人保護事業は、性的な暴力のみならずDV、ストーカー、貧困、家庭破綻、障害等様々な困難を複合的

に抱え、自ら支援を求めて行動することが容易でないケースにも対応している。また、この事業に辿り着いた女性たちの年齢は10代から高齢者まで幅広く、子供を同伴する場合も多く、被害により求められる支援の内容も多岐にわたり、現行の枠組みでは対応が困難な実態がみられるため、現状を把握し、実態を踏まえた事業の改善に向けた検討を行う。

④ 中長期的な支援

- 若年期に被害を受けた結果、大人になっても困難が続くことが予測され、心理的なケアや自立に向けた支援等の中長期的な支援体制が必要であるため、その在り方について検討を行う。

⑤ 相談・支援体制の在り方の検討（再掲）

- 「JKビジネス」やアダルトビデオの出演強要問題等、若年層の性的搾取に係る相談・支援の実態を把握し、今後の相談・支援の在り方についての検討を行う。

## おわりに

これまでのヒアリング、調査結果等を踏まえ、いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要に関する事例を中心に、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題について現状と課題の整理を行った。

この整理を踏まえ、関係する各府省庁における取組がさらに進むことを期待する。

もとより女性に対する暴力の問題は、国だけではなく、様々な関係者が相互に連携して対応する必要があり、社会全体としても様々な取組が進むことを期待する。

当専門調査会としても、引き続き、この問題に注視するとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、引き続き、調査・検討を行ってゆく所存である。



## 参考 研究者による問題提起

当専門調査会では、アダルトビデオへの出演強要に関する現状と課題等について、神戸大学大学院国際文化学研究科の青山薫教授（社会学）と、琉球大学大学院法務研究科の矢野恵美教授（刑事法）から、また、若年女性の性暴力被害について、武蔵野大学人間科学部長の小西聖子教授（心理学・精神医学）から、ヒアリングを行った。その内容は次のとおりである。

### 1 社会学の立場から（神戸大学大学院 青山薫教授）【参考資料 18 参照】

本発表は、関係国際諸機関による性産業従事者に対する暴力防止へのアプローチを紹介し、これを参考に、日本においてアダルトビデオへの出演強要等の暴力被害を防ぐために必要かつ有効な対策を立てる方法を提案する。基礎となる考え方は、この産業を犯罪化し地下化させないことと、この産業に従事する人びとへのスティグマ（社会的な汚名）を強化しないことである。

#### （1）諸外国における「ポルノ」映像の法的地位

いわゆるAV、アダルトビデオは和製英語であり、英語表現ではポルノグラフィックフィルムズという。したがって、以下「ポルノ」としてポルノ映像の法的地位の概観をし、代表的な地域・国として、EUとアメリカ合衆国について例示する。

EUでは、合意をもって作られる成人向けの成人によるポルノは合法である。しかし、暴力、特にレイプを含むものについては明確に違法にしている国がある。

EU議会は平成27年秋、インターネット上のすべての情報に対する成人の平等なアクセスを保証する立法を行った。つまり、成人であればフィルターをかけずに何にでもアクセスできるということである。したがって、例えばイギリス（EU離脱前）では、ポルノを見るときに自分が何者かを明かさなければならない仕組みのフィルターをかけようとしていたが、それができなくなった。

一方で、EU全体では、メディア全体からジェンダーのステレオタイプに当たる表現をなくすという目標を掲げている。このため、ポルノとジェンダーステレオタイプな表現の間の駆け引きが常に行われ、性と表現と性差別についての議論がなされている。

アメリカ合衆国では、連邦法によれば、合意による成人による成人のためのポルノは合法である。しかし、三つの条件、すなわち、①わいせつ、②ほかの性的攻撃性を規定する州法に抵触する、③政治的・芸術的・文学的・科学的等々の価値が認められない、つまり、芸術性、あるいはストーリー性が全くない、という三つの条

件が揃った場合に限り、その地域の常識に照らして州法で独自に制限することができる。

以上より、ヨーロッパとアメリカ合衆国とでは、成人のポルノに関してはかなり自由主義的な対応がなされていると言える。一方で、アジアとアフリカでは、違法又は規制を厳しくするという国や地域が多数あるように見受けられる。

## (2) 関係国際団体・国連NGO等のアプローチ

性産業全体に対する関係諸機関のアプローチには、まず、ILO（国際労働機関）による「労働」アプローチがある。これは、性産業に従事することを労働と捉え、仕事の条件の向上を図り、働いている人の権利の行使を促す一方、国から見れば、税収を得、かつ産業を把握するために課税することを推奨するものである。このアプローチは比較的早くからあり、1998年の資料（Lim, Lin Lean ed., 1998, *The Sex Sector: the Economic and Social Bases of Prostitution in Southeast Asia* (ILO)）には既にはっきりと表れている。

続いて、WHO（世界保健機関）等による「社会的に脆弱なグループに対する暴力の防止」というアプローチがある。これは、スティグマを着せられるという理由を中心に、性産業で働く人たちを社会的に脆弱なグループと捉え、彼・彼女らに対する暴力を防止することを主眼とする考え方である。WHO等においては性産業従事者を「セックスワーカー」と称すが、これは様々な業態を含む総称であり、例えばAV女優も売春従事者も含まれる。具体的には、彼・彼女ら自身が暴力に対処したり、暴力を予防したり、暴力を減らすための法的権利について学ぶための教材の開発等を、WHOなどが支援するほか、暴力と差別に対処するための、セックスワーカー自身のコミュニティの活動を支援する。暴力の可能性のある客や事件について、仲間、コミュニティの内部で警告し合うためのシステム、例えばiPhoneのアプリを開発するなどの支援の方法もある。このアプローチは、後述するエンパワメントにもかかわってくる。WHO等は、警察など法執行機関に対しては、ハラスメントや不当な介入を減らすためにワークショップを行うことを支援する立場をとっている。

次に、似たような考え方として、「危害、搾取、強制からの保護」のアプローチがある。このアプローチは、国際人権NGO Amnesty Internationalが2015年に政策提言的に発表して話題になった。各国政府に対し、セックスワークを犯罪でなくし、セックスワーカーが自身の命と安全に影響する法律の開発に参加することと、彼・彼女たちに対する差別をやめ、教育へのアクセスや雇用の選択肢を確保することを呼び掛けたものである。

もう一つ、GAATW (Global Alliance Against Traffic in Women (女性の人身取引に反対するグローバル連合)) によるアプローチがある。GAATWは、人身取引対策をする世界的NGOのうちの一つである。そのGAATWが2007年の報告書で打ち出したアプローチとは、人身取引と性暴力を結びつけ、その「被害者かもしれない」個々人に対する影響によって、政府などの人身取引対策を評価することが当事者にとって必要だ、というものである。そうして、被害者になりやすい人を特定し、さらに、女性も男性も含むその人たちを守る責任が誰にあるかを特定する。より効果的に彼・彼女らの人権を守る方法を探るということで、法や施策が人の移動や職業選択の自由と権利等の人権をも阻害せずに、人身取引の被害を防ぐことを狙っている。

次に、「危害軽減 (ハームリダクション)」アプローチがある。これは、国連薬物犯罪事務所なども実行しているアプローチで、公衆衛生の考え方から派生した。元々は、1980年代からアルコールや薬物の依存症や乱用の手当を効果的にするために考え出されたものである。アルコールなら完全に断酒する、薬物なら一回も摂取しないと、「禁欲」アプローチが現実的でない場合に有効と考えられており、性的取引の場合も当てはまる。危害を伴いがちな行為でも完全な禁止が現実的でない場合に、これを行う中で危害を軽減する、というアプローチである。具体的には、最近では10代の妊娠や、STI (性感染症) の予防に効果があると言われている。性産業に結びつけて言うと、若年の売春従事者に対するコンドームの無料配布、STI検査の実施、緊急避妊対策の提供により、当事者にとっての危害はより少なくなり、罹病率、死亡率が下がるという結果が報告されている。

最後に、「エンパワメント」アプローチというものがある。セックスワーカーが主導するコミュニティにおいて彼・彼女たち自身の集団としてのエンパワメントを促し、保健、健康、経済状態を良くすることに重きを置くと、強制的ではなく、人権蹂躪を避けつつSTI予防を含む健康増進に効果が上がり、かつ継続的に効果があるというものである。

以上に挙げたアプローチは、取締りと規則強化に比べ、より柔軟なものである。これらは、諸団体、国連機関において、「当事者参加行動調査」という方法論ののっとして調査を実施した結果でもある。「当事者参加行動調査」とは、ある社会現象の当事者 (マイノリティー) が直面する社会事象の調査の中心となり、解決策を探る主体となって、その結果が当事者の利益になるような調査である (発表者定義)。これは、イギリスのMaggie O' NeillとRosie Campbellという性産業調査を行ってきた社会学者による定義を基礎としている。効果評価も当事者が行い、結果に反映させ

るという調査の方法である。このように、当事者自身、つまり現場、現状を身をもって知っている者を巻き込んで、実効性の高い政策を作ろうというのが、先ほど紹介した諸機関の考え方なのである。

### (3) 現行法制度下における課題と目標

前半で紹介したアプローチとは別に、性産業全体に対する取締り強化というアプローチがある。しかし、取り締まりを厳しくすれば産業がアンダーグラウンド化してしまうということが、日本に限らず、少なくともフランス、ノルウェー、オーストラリア、UKで報告されている。

もう一つ、コインの裏表のように起こるのがスティグマによる差別の強化である。取締りが厳しくなるほど、「厳しくしたにもかかわらず性懲りもなく性産業に従事している『悪いセックスワーカー』」という概念が生み出されるのである。

「アンダーグラウンド化」と「スティグマの強化」により、仕事の条件はどんどん悪化する。そして、アンダーグラウンド化とほぼ同義であるが、人間関係を中心とした社会的資源、ネットワークが失われていく。そうすると、「社会的死」とも呼ばれる、いわゆる「奴隷状態」、全く自分で何もコントロールできない状態につながってしまう。つまり、政策的に見れば、当事者への危害を減らすために施行したはずの法的手段が、同じ法の目的を裏切ってしまうということが、性産業に関しては取締り強化に伴って起こってきたのではないか。

AV業界においても、似たような懸念が存在する。

一方に、強制の問題が起こっているのは、特に海外配信系等のいわゆる裏ビデオを作るメーカーのかかわりが大きいのではないかと、という疑いがある。日本の業界とも法規制ともつながらない状況にありながら、あるいはそもそも法規制を無視する意図をもって、日本国内に拠点を置くプロダクションなどを使う形で制作をしている場合である。他方に、スティグマの強化もやはり問題とされている。そして、犯罪化が進むほど働いている人のスティグマが強化され、営業困難も増える。営業困難も規制強化の一つの政策目的なのかもしれないが、これらの困難が増えると、女優だけで実働2千～4千人にのぼるとも言われる出演者、制作者、ポルノの利用者が、海外配信系等のアンダーグラウンド部分に流れてしまう。つまり、より危険で搾取性の高い、国や業界のコントロールの利かない業態の需要も供給も増やしてしまう結果を導くことが懸念されるのである。

業界団体（AVAN（一般社団法人表現者ネットワーク）、IPPA（特定非営利活動法人知的財産振協会）等）も、自分たちに問題がないなどとは考えておらず、業界内

部を巻き込んだ、前述の当事者参加のような調査を検討しているし、法執行機関や関連人権団体等と連携をしつつ、いわゆる業界の健全化をしたいと望んでいる。

もしも新たな規制が必要だとすれば、目的は、アダルトビデオ制作に従事している者、これからしようとしている者に対する暴力や強制被害を減少させることのはずである。それを防ぐ実効性の高い対策を立てるには、前述の国際諸機関が採用した「当事者参加行動調査」に倣い、業界内部の事情を知る人の参加を得て、情報提供、協力を受けながら、あるいはその人たちを「有識者」として政策決定のテーブルに招きながら、まず正確に問題を把握する必要がある。

## 2 刑事法学の立場から（琉球大学大学院 矢野恵美教授）【参考資料 19 参照】

### （1）日本の現行刑法における処罰の可能性

アダルトビデオへの出演強要については、日本の現行刑法でも処罰の可能性はあると考える。

第一に、契約自体が無効になる場合がある。例えば契約の内容が公序良俗に反するなど、民事法の観点から契約自体が無効になるということである。ヒューマンライツ・ナウが紹介した判例もこれに当たる。また、こういった出演の契約をするように脅す脅迫罪<sup>11</sup>、人を脅すことによって義務なきことをさせる強要罪<sup>12</sup>が考えられ得る。さらに、契約が無効である場合はもちろん、契約が適法に成立した場合であっても、撮影等の現場で性犯罪が起こり得るという構造となっている。

ただ、脅迫罪、強要罪に関しては「生命、身体、自由、名誉又は財産に対して害を加える」という脅迫内容でなければならず、例えば、下着姿などを誰彼構わずばらまくということであれば、名誉を害することに該当する可能性はあるだろうが<sup>13</sup>、例えば「親にばらす」などといった場合は、この要件を満たさない可能性もある。

次に、契約自体は有効である場合でも、現場で意に反する行為をさせられる場合は、必ずしも強制わいせつ又は強姦に当たらずとも、強要罪となる可能性がある。

---

<sup>11</sup> 刑法第 222 条「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。」

<sup>12</sup> 刑法第 223 条「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。」

<sup>13</sup> 名誉毀損罪は「公然と」事実を摘示する必要がある、「公然と」とは多数または不特定の者を指す。

これについては、前述の要件（「生命、身体、自由、名誉」に対して害を加えるという脅迫内容であること）を満たす場合も多いのではないか。

性犯罪という観点からみると、性犯罪規定が改正になればまた状況が変わるだろうが、現在は強制わいせつ罪<sup>14</sup>と強姦罪<sup>15</sup>が基本になっているため、強姦罪における暴行、脅迫というのは「被害者の抵抗を著しく困難にする程度」という強い要件があるために、強要されて嫌々出演していても、現場では強い暴行・脅迫に当たらないかのように見えてしまう可能性がある。

ただ、判例を見ると、脅迫と姦淫行為（強姦罪は男性器の女性器への挿入だけに現在は限定されているため姦淫と呼ぶ）の期間が2週間あったというケースで、実際に性行為に及んだときには被害者は同意していたという形でも、強姦罪を認めた判例も存在する<sup>16</sup>。また、強制わいせつ罪に関しては（男性器の女性器への挿入以外の行為）、暴行、脅迫は「被害者の抵抗を著しく困難にする程度」までの強度は求められないという判例もある<sup>17</sup>。

また、強制わいせつ罪について、被害者から見ればわいせつな行為であっても、加害者にわいせつな意図（主観的要素）がなかったということで争われるケースもあるが、現在、強制わいせつ罪の行為者に、それが被害者にとって性的なものであるという意識があれば、自身にわいせつな意図がなくてもよいという判例<sup>18</sup>、解釈等もある。したがって、現場で暴行・脅迫があった場合、たとえ撮影者が性的な意図がなかったと主張する等しても、強制わいせつ罪の要件を満たす場合は多いのではないだろうか。

もう一点、刑法第178条の準強制わいせつ及び準強姦罪については、人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、男性器を女性器に挿入すれば、準強姦罪が、それ以外のわいせつ行為をすれば準強制わいせつ罪が成立する<sup>19</sup>。

---

<sup>14</sup> 刑法第176条「13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。」

<sup>15</sup> 刑法第177条「暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期徒刑に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。」

<sup>16</sup> 高松高判昭和47・9・29。

<sup>17</sup> 大判大正13・10・22。

<sup>18</sup> 東京地判昭和62・9・16。

<sup>19</sup> 刑法第178条「人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。」

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。」

判例として、被害者をだまして承諾を得た場合に、抗拒不能と判断した例もある<sup>20</sup>。例えば、モデル志望の女性を会社社長が密室に閉じ込めて、全裸にして写真撮影を行った事例について、被害者が抗拒不能な状態に陥っていたとし、準強制わいせつと判断したもので、比較的今回のような問題に親和性があるのではないか。つまり、被害者が、無知や未熟さから、モデルになるためにはそのわいせつ行為を我慢しなければならないと思いついてしまうように追い込まれるといった場合は、社長とモデル志望者という地位の関係の中においては、被害者を抗拒不能に陥らせたといつてよいであろうという判例である。

もう一つは、親告罪<sup>21</sup>の問題である。捜査機関において立件可能と考えても、現在は親告罪であるため、被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない。公訴を提起することができないとわかった段階では、捜査も必然的に中止されてしまう。しかし例えば、実際には契約が成立していようとしまいと、現場で犯罪に当たる行為があれば犯罪であることに変わりがないにもかかわらず、被害者が犯罪にはならないとだまされていたり、思いついていたりして、告訴をしないという判断に至ってしまうようなケースもある。その際に親告罪であるということが一つ問題になるが、これについては刑法改正による性犯罪の非親告罪化が現在検討されているところであるから、刑法改正があった場合には、問題としては一つクリアできるかもしれない。

アダルトビデオ出演強要関係の行為の刑法、とりわけ性犯罪における処罰の困難さの1つは、基本的に密室で行われる点にある。実際の現場では、加害者は複数で、成人であり、被害者は1人で若年の場合も多い。複数対1人という構図の中、加害者は様々に理論武装をして臨むため、被害者は間違った知識を植えつけられている可能性が高い。契約があるので訴えても犯罪にはならないといった脅し等があるために、そもそも警察に認知されないという問題もある。さらに警察に認知されても、密室の中で本当に犯罪に当たる行為が起こったのかという立証が困難だということが、刑法による処罰を難しくしているのだろう。実際に現場で犯罪に当たる行為がなされる可能性も大きいので、まずは、相談の垣根を低くする必要がある。

アダルトビデオへの出演強要については、日本の現行刑法でも処罰の可能性はあ

---

<sup>20</sup> 東京高判昭和56・1・27。

<sup>21</sup> 刑法第180条「第176条から第178条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、2人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。」

ると考えている。ただ、現場にいる人間だけではなく、スカウトや会社の役員を処罰できるかというのは難しい。単純に刑法の理論だけでいえば、一定の要件を満たせば（共謀）共同正犯<sup>22</sup>、教唆犯<sup>23</sup>、幫助犯<sup>24</sup>等の可能性もあるが、現実的にはなかなか要件を満たさないということもあろうかと思われる。さらに、契約と撮影が別会社で行われており、契約を行う会社によって脅迫的な行為がなされており、撮影現場では、被害者が抵抗を諦めている場合のように、性犯罪の「暴行・脅迫」と「姦淫・わいせつ行為」の実行者が違う場合には特別立法も必要ではないだろうか。

## （２）海外の知見 ～スウェーデン～

スウェーデンの性犯罪の特徴は、いわゆる日本で言う強姦罪にあたる部分が非常に広いという点にある。日本では現在、強姦罪は姦淫という男性器の女性器への挿入のみを指している。一方、スウェーデンにおいては、アナル、オーラルを問わず、男性器、指、物を挿入、もしくは直接接触がなく、自慰行為をさせるといったことまでも、レイプという基本的な性犯罪の中に含んでいる（ただし、ある程度の時間の継続が求められる。）。要件としては、「傷害、その他暴行、若しくは犯罪行為の脅迫によって」となっているが、これは限りなく「同意がなかった」というレベルに下がりつつある<sup>25</sup>。

さらに、日本で言うところの準強姦、準強制わいせつに当たる、意識がない、睡眠中である、深刻な恐怖を抱えている、酩酊状態もしくはそのほかの薬物の影響を受けている、病気である、身体的に損傷を負っている、精神的障害である、もしくはそのほかの状況に鑑み、特別に危険な状況にあることを不当に利用し、性交もしくは性交類似行為、規定されていることを行った者についても、レイプ罪が成立する<sup>26</sup>。アダルトビデオ出演強要については、これが該当するのではないかと思われる（ただし、現在のところ、スウェーデンにおいてはアダルトビデオ出演強要とい

<sup>22</sup> 刑法第60条「2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。」

<sup>23</sup> 刑法第61条「人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。」

<sup>24</sup> 刑法第62条「正犯を幫助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。」

<sup>25</sup> スウェーデン刑法第6章第1条第1項「暴行、その他の暴力、若しくは犯罪行為の脅迫によって、人に性交を強要し、又は侵害の種類及びその他の事情を考慮すると性交と同等と認められるその他の性的行為を実行、若しくは許容させた者は「レイプ」の罪として、2年以上6年以下の拘禁に処せられる。」（発表者訳）

<sup>26</sup> スウェーデン刑法第6章第1条第2項「他者の意識喪失、睡眠、深刻な恐怖、酩酊若しくはその他の薬物の影響、病気、身体的傷害、精神障害又はその他の状況に鑑み、特別に脆弱な状況にあることを、不当に利用し、性交若しくは第1項に規定されている性交と同等にみなされる性的行為を行った者についても第1項が適用される。」（発表者訳）



ったことが大きくは問題になっていないので、あくまで仮定の議論である)。その他、レイプの受け皿規定と呼ばれているものとして、不法な強制を手段として人に性的行為を実行もしくは許容させた者は「性的強要」の罪として2年以下の拘禁に処せられる<sup>27</sup>。さらに、人が行為者に依存状況にあることを重大に濫用して、その者に性的行為を実行もしくは許容させる者は「依存状況にある者の性的利用」の罪として、2年以下の拘禁に処せられる<sup>28</sup>。前述の社長とモデル志望者のようなケースにおいて、依存状況にある、地位の違いがあるといったことから、この条文を適用できるのではないかという指摘がスウェーデン側からあった。

ちなみに、日本における刑法改正案において、18歳未満の者を現に監護する者に関する罰則を新設するという案があるが、今回のようなケースには適用できない。それよりも広い形で、職場を含めてさまざまな立場で地位の違いに基づいて性的行為をさせるようなケースに適用できる犯罪類型を、現在では多くの国が有している。

スウェーデンでは現在、改正案の検討が進んでいる。もともとは日本の「強姦」に当たる「レイプ」という表現を使っていたが、それを「性的侵害」という言葉に変更するというものである。さらに、立証責任の転換ではないが、通常、犯罪の立証は検察官が行うところ、それを補うものとして、被告人側が、被害者が嫌がっていなかった、被害者が同意していたということの説明を求められるという形に変更していこうとの動きがある。また、過失犯の導入、つまり、同意があると思っていたけれども、同意があると思ってしまったことに過失がある場合は過失の性犯罪になるという類型の導入も検討されている。

密室で行われる性犯罪は立証が難しいことはどの国でも同じである。スウェーデンからの示唆として、スウェーデンにおいて多くの性犯罪を裁判まで導いているものとして、被害者の国選弁護人制度を導入していることが大きい(1988年～)。捜査の最初の段階から被害者にも国選の弁護人をつけて、取調等にも同席させる。被害者の保護を目的とするものであるが、結果として捜査の手助けにもなる。当初は性犯罪、中でも深刻な性犯罪のみとされていたが、非常に効果があるとして、現在は法定刑に拘禁刑、日本で言うところの懲役・禁錮のある犯罪全てに国選弁護人がつけられる。日本でも被害者の弁護人の制度は始まっているが、これをさらに広げ、

---

<sup>27</sup> スウェーデン刑法第6章第2条第1項「第1条第1項に規定されたのとは異なる状況で、不法な強制を手段として人に性的行為を実行若しくは許容させた者は、「性的強要」の罪として2年以下の拘禁に処せられる。」(発表者訳)

<sup>28</sup> スウェーデン刑法第6章第3条1項「人が行為者に依存的な状況にあることを重大に濫用して、その者に性的行為を実行若しくは許容させた者は「依存的な状況にある者の性的利用」の罪として、2年以下の拘禁に処せられる。」(発表者訳)

立証の難しい性犯罪を、被害者を保護しながら立件、有罪にもっていくために、被害者のために法律のプロの手を借りるという方法があるのではないか。

スウェーデンにおける背景としては、性犯罪は重大な人格権の侵害であり、全ての人の個人的、性的な人格権と、性的自己決定権は守られ、明らかにされなければならないという、捜査側の強い考えがある。このため、人の性的な人格権を侵害しておきながら逃げ得というのは許さないという強い意識が、捜査に携わる人々に感じられる。

### (3) 海外の知見 ～ノルウェー～

ノルウェーにおいては、ポルノグラフィの内容に関する制限が刑法にある。

ノルウェー刑法第26章第317条は、攻撃的な性的描写あるいは人間の墮落に影響を与えるような性的描写、死体、動物、暴力、強制を含むような性的表現物を公開、販売、頒布、複写、18歳未満の者への譲渡、所持等をした場合は、3年以下の拘禁刑になるというもので、ポルノグラフィの内容によって刑罰を与えることができる。もちろん表現の自由に配慮して、芸術や学術作品は除くとされている。

### (4) 小括

今回のようなケースの処罰については、性犯罪の範囲の拡張が資すると思われるが、日本の現行刑法でも処罰の可能性はある。しかし、立証が困難なケースが多い。ただ、スウェーデンからは、最終的に起訴を断念せざるを得ないとしても、被害者が勇気を出して訴えたときに門前払いをされてしまうのと、捜査を尽くした上で、やはり証拠が足りず起訴を断念せざるを得ないとするのでは、被害者に与えるインパクトは全く違うということも示唆されている。また、被害者に弁護人をつけることは、被害者の保護にも捜査にも資するだろう。現在、日本においては、日弁連が中心になって、犯罪被害者法律援助制度や被害者参加もできるようになってきたが、これを拡大していくことは、被害者にとっても非常に心強いだらう。

刑事法の限界は、被害が発生してからでなければ動けないということにある。確かに、厳しい罰を準備しておくことは、その後の犯罪に対する一般予防効果自体はあるだろう。ただ、予防・早期相談が最善であることは間違いない。したがって、啓発活動や教育は非常に重要である。啓発や教育の相手は児童だけではなく、社会全体、教員、保護者も含めて行うべきである。実際にこのような被害に遭った人が、親や教員が「このようなケースはだまされるほうが悪い」などと言ったがために、その後一切誰にも相談できなかったという声はよく聞くところである。被害者に接する可能性がある人たちの意識への働きかけが非常に重要となる。

また「寝た子を起こすな」と、子どもへの教育に否定的な意見もあろうが、現在の子どもは寝てなどいないとも言われており、早期の教育も必要だろう。ただし、この際に、被害に遭わないように気をつけろと言うことを強調すると、被害に遭ったときに被害者が悪いかのようにになってしまうため、注意が必要である。人を騙したり脅したりしてアダルトビデオに出演させるような行為が卑劣であるということや、卑劣な行為をしてはいけないということを中心に教え、それから身を守ろうという順番で、教育や啓発をしていくことが重要である。

### 3 心理学・精神医学の立場から（武蔵野大学 小西聖子教授）【参考資料 20 参照】

#### （1）若年被害者の状況

性暴力は、大変若年被害者が多い領域である。被害を受ける時期は、乳幼児の段階からさまざまな時期に及ぶ。性被害を受けて精神科に紹介される方の中には、性的虐待やそのほかの虐待、身体的虐待の被害もある方もいる。また、十分な保護を幼少期に得られなかった方、発達障害や心身の障害などを持つ方も多い。ほか、性にかかわる仕事で働いていることも少なくない。

東京東部の精神科クリニック（性犯罪・性暴力被害のためのワンストップ支援センターと連携）において行った調査では、約3年半の間に、調査に協力していただいた性暴力被害女性30名の平均年齢は27.4歳であった。うち、未成年が16.7%で、小・中・高校生もいる。20代の方が過半数であるなど、非常に若い。DVの被害者で同じ調査を行ったときには、平均年齢は30歳代後半であった。

ワンストップ支援センターと連携していることもあり、過半数の方が3カ月以内に来所、半数はレイプの被害である。被害時のアルコール摂取は約3分の1あるが、これには様々な状況があり、例えばホステス業をやっていて、お酒を飲んでということもあれば、相手から強引に飲まされてということもある。カラオケなどに行っ  
て、お酒を楽しんでいると思ったら被害に遭ったという方もいる。

過去の性被害歴がある人は3分の1いる。中身は様々だが、一番多いのは家族からの性的虐待である。性被害歴が3分の1強あり、一度被害を受けた人はさらに被害を受けやすくなる。これは海外の研究などでも既にわかっており、早期の被害の防止というのはとても大事だということがわかる。

診断については（主診断のみ）、PTSDと診断される人が8割いる。ほか、急性ストレス障害や適応障害といった、非常にトラウマ体験の後遺症に特化しており、これ

も性暴力被害の大きな特徴である。性暴力被害者はその後の精神的影響が非常に深刻であるということは、どの文献でもどの国でも言えることである。

例えば家庭に虐待があり、学校ではいじめがあり、ほとんど学校に行かないまま、居場所もなく家出している少女は少なくない。親切にしてくれる男性と同居を始めて、そこでもDVを受けたり、また稼ぐためにセックスワークをさせられたりして、さらに性暴力の被害を受けるようなケースも経験する。家庭に養育力がなく、本人も善悪を考える力もない中で、被害に遭っている。だからと言ってこういう子どもが深刻な顔をしているかということとはそんなことはない。外から見たらとてもにこやかで、「今は楽しくセックス産業で稼いでいます」と話すかもしれないが、よく聞くと決して実態はそうではない。

このほかの若年者の被害例としては、例えば小学生だと、近親者からの被害が多い。父や兄、あるいは親戚からの被害もあり、後に大きな影響を与える。また、上級生からの被害もある。中学生になると、教師からの被害もあれば、出会い系サイトのようなサイトで知り合った相手からの被害というのもあった。高校生になると、親戚や家族、教師、出会い系サイトの知人、友人・知人からの被害など、ほとんどの形態の性被害がある。

さらに20代までの被害者を含めると、アダルトビデオ出演を強要されたとか、インターネットでのチャット等において、カメラを使ってライブで相手と話をし、例えば洋服を脱ぐ等といった形でのアルバイトというのが多くある。家から出ないでお金を稼ぐことができ、ほぼ監禁に近いような状態で相手から強制されていたというケースもあった。メールなどでやりとりをする一種の「サクラ」としてバイトをすることを強要されていたケースもあった。

心理的に見た若年被害者の特徴として、人に話せずに孤立してしまうことが多い。例えばレイプ被害に遭っても、それについて考えることも回避する。要するに、考えると絶望的になってしまうというときに若年者だと「考えないでおく」という選択が多い。家族が気づくまで妊娠を放置し、発覚時には既に胎児が成長し、中絶ができなかったというケースもある。

また、人から言われたことを、大人のように疑えず、非常に簡単に信じてしまう。何回か繰り返し言われたりするとひとたまりもない。例えば、黙っていないと家族に迷惑がかかるとか、あなたが犯罪者として逮捕されるとか、これは君の教育のためだとか、何かの罰としてセックスをしなくてはならないなど、さまざまな言い方で誘導されていることがある。ゆっくり考えれば見破ることができるような嘘

もあるが、教育も家族も機能していないケースでは、本当にひとたまりもない。被害のことを言えない、被害者支援の情報が入らない、周囲から誤解されるといったことが多い。

回避的な思考、要するに、危ないと思ったからよく考えるのではなくて、危ないと思ったら考えないというところがあるため、危険に気づかなかったり、断れなかつたり、自分の気持ちも症状もわからない。自分にどういふ苦痛があるのかもわからず、それが例えば非行に行動化したり、リストカットという形で行動化したりするなど、身体化、行動化することが多い。

また、男性が怖くなったり、人が信じられなくなったりということが被害後に起こることもある。特に思春期だと、性的活動の過剰、売春やその他の危険な活動を平気で行ってしまう。また、非常に性的に無防備になるなどといったことがよく起こる。

それらの要因として1つは、自己評価が非常に低下することがある。守るべき自分が感じられないと、自分の安全などどうでもよいといった投げやりな考え方が当然出てくる。さらに、被害が苦しいので、それをなかったことにするために、違う性的な活動で復讐したかったり、自分は大丈夫だと証明したかったりといった、病理的な気持ちもある。また、被害に遭った人は世界の全てのものが危なく見えてしまうというPTSDの症状がある。世界に対する認知が変わると学術的には言うが、危ない男性と安全な男性の区別がつけられず、どちらも同じに見えるということになる。

以上が性的活動を過剰にさせる原因として考えられており、非常に多い。逆に、前述のように、こういった仕組みがあるから再被害が多くなると心理的に評価することもできる。長期的に人生に影響していくことは想像にかたくない。

子供は誰かに支えてもらって初めて成長できるのであって、自分自身の安心感がなければ成長できないが、親が頼りにならない家庭もある。未成年者が被害に遭ったとき、親がしっかりしていて、子供の被害を何とか回復させたいと話すケースもあれば、親の助力は望めないケースも多い。中には親が加害者であるケースもあって、もう一方の親も被害の衝撃を受けとめられないし、子供の被害に無関心になることもある。子供がどんな被害を受けても全てに無関心でネグレクトの親も多い。

そういった子供が優しい保護者を求めていくというのは当然のことだろう。家は嫌だから家出するのだけれども、当然収入の道がない。貧困も非常に大きな要因である。お金が欲しいときに、セックスワークあるいはその周辺の仕事にはまってい

くことは当然だろう。

このように、若年者に対する支援とは、保護者や周囲の支援も必要であるし、成人の被害よりもさらに長期的で広範な支援が必要なのである。

## (2) 子供の被害に関する研究

David Finkelhorの研究を紹介する。窃盗被害、身体的暴力、虐待、きょうだい・友人からの被害、目撃・間接的な被害、性的被害等の全部で34種類の具体的な被害について、2歳から17歳の子供に尋ねている。

この研究により、過去1年間に1つでも被害に遭った子供の7割以上が他の被害にも遭っていることが明らかになった。つまり、1度の被害は多重の被害につながり、様々な健康の問題、被害の問題に絡んでくるということがわかった。近年虐待においても同様の多因子の研究が増えており、ひとつの虐待だけでなく、子供を取り巻く環境全体を見なくてはいけないということもわかってきている。

例えばこの研究では、多重被害を受けている子供について、アフリカ系アメリカ人、経済状態貧困、ひとり親家庭などの特定の具体的特徴が見出されている。さらに、多重被害はPTSDやADHD、抑鬱などの子供の精神健康上の被害と関連していることが示された。

この研究が非常に画期的なものであったため、「National Survey of Children's Exposure to Violence」というOJJDP（米国少年司法非行防止局）とCDC（米国疾病予防センター）による調査が2008年に実施された。これは前述のFinkelhorの研究よりも少し規模を大きくして、電話で4,549人の0歳から17歳の子供にインタビューしている。

やはり、被害を受けた子供のうち、3分の2が複数の被害を受けており、10.9%の子供が5つ以上の被害体験を、1.4%は10以上の被害体験を有していた。

過去1年間に身体的に暴行された子供はその間に5倍性暴力被害に遭いやすく、4倍虐待に遭いやすい。中でも性暴力被害は一貫して、特に重篤で影響の大きい被害として捉えられている。

多重被害への道として、①危険な家庭がある。虐待やきょうだい間の暴力、DVの目撃などがある家庭である。次に、②家庭の崩壊、例えば家族がいなくなったり、しつけ機能がない、ネグレクトや情緒的な剥奪が大きいということがある。さらに、③危険なコミュニティがある。アメリカと日本とは違うと言われるかもしれないが、窃盗が頻繁に起こったり、暴力目撃があったり、仲間内の暴力があったり、性

暴力の被害を受けたりするコミュニティは日本でも子供の周りに存在している。さらにもう一つ、④本人の情緒的な問題がある。例えば発達障害や、軽度の知的な精神遅滞がある場合などは、こういった被害を非常に受けやすい。養育者の育てる力がそもそも乏しいところ、ソーシャルスキルも乏しくなる。自分を守れなくなるし、世間からの差別も重なって、さらに次の被害、思春期後期になっての被害や大人になっての被害を招くと考えるべきだろう。

National Survey of Children's Exposure to Violenceにおいては、政策立案への要望として、まず、こういった子供の被害実態の調査や、子供の多重被害への介入を挙げている。

性的な虐待は非常に大きな問題であるところ、その周りにはそれを許してしまう家庭や、とめられない親や、周りの状況があり、基底にある問題も扱っていく必要がある。PTSDと診断されれば、トラウマを扱うことは可能であるが、日本の現状では治療法もまだ広がっていない。被害者をきちんと保護する機能を強化し、被害の連鎖を断ち切る必要がある。

J Kビジネスという言葉は、ビジネスをする側、J Kを消費する側からの言葉である。被害を受ける側がどうやって立ちあらわれるかという視点で捉えると、昔も今も変わっていないのではないか。虐待や貧困ということがそれほど変わっているとは思えない。そういった中で、昔からリスクの高い場所に立たされてきた子供たちがいて、お金がなくて自分で稼がなくてはいけないという状況になったときには、当然、セックスワークというのはとても効率がいいし、そういったところに行かざるを得ない面がある。そういった子供たちがみんな不幸な顔をしているかというのと、全くそうではなく、とても明るく見える。だが、問題は子供たちが語らないところにある。

その点では、消費する側からの名称は変わっても、構造そのものは余り変わっていないのではないか。こういった問題に焦点を当てたことを端緒として、もう一つ進んで被害について考えてほしい。